

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年3月26日

【事業年度】 第26期(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

【会社名】 K L a b株式会社

【英訳名】 K L a b I n c .

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 真田 哲弥

【本店の所在の場所】 東京都港区六本木六丁目10番1号

【電話番号】 03 - 5771 - 1100

【事務連絡者氏名】 取締役 高田 和幸

【最寄りの連絡場所】 東京都港区六本木六丁目10番1号

【電話番号】 03 - 5771 - 1100

【事務連絡者氏名】 取締役 高田 和幸

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第22期	第23期	第24期	第25期	第26期
決算年月	2021年12月	2022年12月	2023年12月	2024年12月	2025年12月
売上高 (千円)	23,895,272	16,880,927	10,717,075	8,306,355	6,856,276
営業損失() (千円)	1,105,613	598,112	1,218,681	1,342,143	1,304,256
経常損失() (千円)	1,028,304	73,471	852,680	1,280,364	1,421,088
親会社株主に帰属する当期純損失() (千円)	3,468,020	541,922	1,819,661	2,782,986	4,176,818
包括利益 (千円)	3,474,275	727,565	1,703,298	2,573,209	4,945,864
純資産額 (千円)	12,806,554	13,153,557	11,709,295	10,371,505	10,304,136
総資産額 (千円)	18,707,512	20,859,788	17,754,928	15,784,187	13,273,301
1株当たり純資産額 (円)	336.84	324.42	282.21	216.46	133.89
1株当たり当期純損失() (円)	90.38	13.97	44.98	62.91	73.53
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	68.4	62.9	64.3	65.6	76.9
自己資本利益率 (%)	23.6	4.2	14.8	25.6	40.6
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	1,278,629	186,966	1,533,812	138,223	1,800,692
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	1,929,551	1,356,560	2,332,911	1,045,551	2,479,391
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	1,044,820	3,536,052	66,936	555,110	2,916,895
現金及び現金同等物の 期末残高 (千円)	3,816,978	6,017,468	2,211,236	1,605,179	5,214,034
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名)	642 (357)	628 (224)	572 (160)	459 (90)	322 (50)

- (注) 1. 従業員数は、就業人員(当社グループから社外への出向者を除き、社外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(契約社員、パートタイマー、派遣社員を含む。)は、年間の平均雇用人数(1日8時間換算)を()の外数で記載しております。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
3. 株価収益率については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
4. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第23期の期首から適用しており、第23期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
5. 第26期の期首より、会計方針を一部変更しております。詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等(1)連結財務諸表 注記事項(会計方針の変更)」をご覧ください。

(2) 提出会社の状況

回次	第22期	第23期	第24期	第25期	第26期
決算年月	2021年12月	2022年12月	2023年12月	2024年12月	2025年12月
売上高 (千円)	23,339,398	16,426,085	10,028,752	7,571,677	6,332,917
営業損失() (千円)	1,245,248	696,686	1,400,767	1,556,135	1,147,629
経常損失() (千円)	1,378,760	388,025	853,432	1,187,844	1,299,579
当期純損失() (千円)	4,233,088	774,160	1,693,264	2,586,980	4,535,543
資本金 (千円)	4,957,479	5,457,956	5,457,956	6,220,354	8,613,967
発行済株式総数 (株)	38,631,100	41,092,200	41,092,200	48,502,300	76,832,200
純資産額 (千円)	12,536,126	12,850,048	11,358,136	10,569,759	10,201,240
総資産額 (千円)	18,271,279	20,413,824	17,543,749	16,368,268	13,432,070
1株当たり純資産額 (円)	329.72	317.01	280.19	220.61	132.54
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純損失() (円)	110.32	19.96	41.86	58.48	79.85
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	68.6	62.8	64.6	64.5	75.2
自己資本利益率 (%)	28.7	6.1	14.0	23.6	43.9
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名)	556 (354)	541 (216)	489 (151)	401 (89)	294 (50)
株主総利回り (%) (比較指標：配当込み TOPIX) (%)	55.3 (112.7)	48.2 (110.0)	32.0 (141.1)	19.5 (169.9)	42.1 (213.2)
最高株価 (円)	1,015	620	465	488	413
最低株価 (円)	481	365	255	163	105

- (注) 1. 従業員数は、就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(契約社員、パートタイマー、派遣社員を含む。)は、年間の平均雇用人数(1日8時間換算)を()の外数で記載しております。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
3. 株価収益率については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
4. 最高株価及び最低株価は、2022年4月3日以前は東京証券取引所市場第一部におけるものであり、2022年4月4日以降は東京証券取引所プライム市場におけるものであります。
5. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第23期の期首から適用しており、第23期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
6. 第26期の期首より、会計方針を一部変更しております。詳細は、「第5 経理の状況 2 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項(会計方針の変更)」をご覧ください。

2 【沿革】

年月	概要
2000年1月	(株)サイバードの研究・開発部門として、ケイ・ラボラトリーを発足
2000年8月	(株)サイバードを親会社として(株)ケイ・ラボラトリーを設立
2004年11月	商号をKLab(株)に変更 (株)サイバードが保有する当社全株式を(株)USENに譲渡し、(株)USENの連結子会社となる
2007年2月	(株)USENがSBIホールディングス(株)等に当社株式を譲渡し、(株)USENの連結子会社ではなくなる
2009年12月	ソーシャルアプリ提供を目的として、KLabGames(株)を設立し、ソーシャルゲーム「恋してキャバ嬢」サービス開始
2010年8月	経営の効率化を目的としてKLabGames(株)を吸収合併
2011年9月	東京証券取引所マザーズ市場に当社株式を上場
2011年12月	ベンチャー・インキュベーション事業を目的とした子会社KLab Ventures(株)を設立
2012年2月	グローバル市場向けにアプリケーションのパブリッシングを行う子会社KLab Global Pte. Ltd. をシンガポールに設立
2012年4月	アメリカ合衆国においてアプリケーションの企画及びマーケティングを行う子会社KLab America, Inc. を設立
2012年4月	フィリピンにおいてアプリケーション開発事業を行うCYSCORPIONS INC. (KLab Cyscorpions, Inc.) の株式を取得し子会社化
2012年5月	東京証券取引所市場第一部へ市場変更
2012年9月	メディアインクルーズ(株)を子会社化
2012年11月	中国 上海に可来軟件开发(上海)有限公司(通称 KLab China Inc.) を設立
2013年11月	SI事業部門及びライセンス事業部門を譲渡
2014年4月	メディアインクルーズ(株)を吸収合併
2015年8月	イベント事業及びライセンス事業を行う子会社KLab Entertainment(株)を設立
2015年10月	ベンチャーキャピタル事業推進のため、KLab Venture Partners(株)(現 (株)ANOBAKA) を設立
2016年8月	日本食・文化を海外展開する子会社KLab Food&Culture(株)を設立
2017年4月	KLab Cyscorpions, Inc. の全株式を譲渡
2017年7月	(株)アバシーの全株式を取得し、同社及び同社の子会社であるモバイルオンラインゲームのリサーチ&コンサルティング事業を行う(株)スパイスマートを子会社化
2018年3月	KLab Food&Culture(株)の全株式を譲渡
2020年12月	(株)KVP(現 (株)ANOBAKA) の株式を一部譲渡
2021年4月	(株)グローバルギアの全株式を取得し子会社化
2022年4月	ブロックチェーンゲーム事業推進のため、Web3関連事業を管轄する子会社(株)BLOCKSMITH&Co. を設立
2022年4月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより市場第一部からプライム市場へ移行
2022年7月	(株)アバシーの全株式を譲渡し、同社及び同社の子会社である(株)スパイスマートを非子会社化
2024年2月	(株)BLOCKSMITH&Co. の株式を一部譲渡
2025年7月	株式会社グローバルギアの全株式を譲渡

3 【事業の内容】

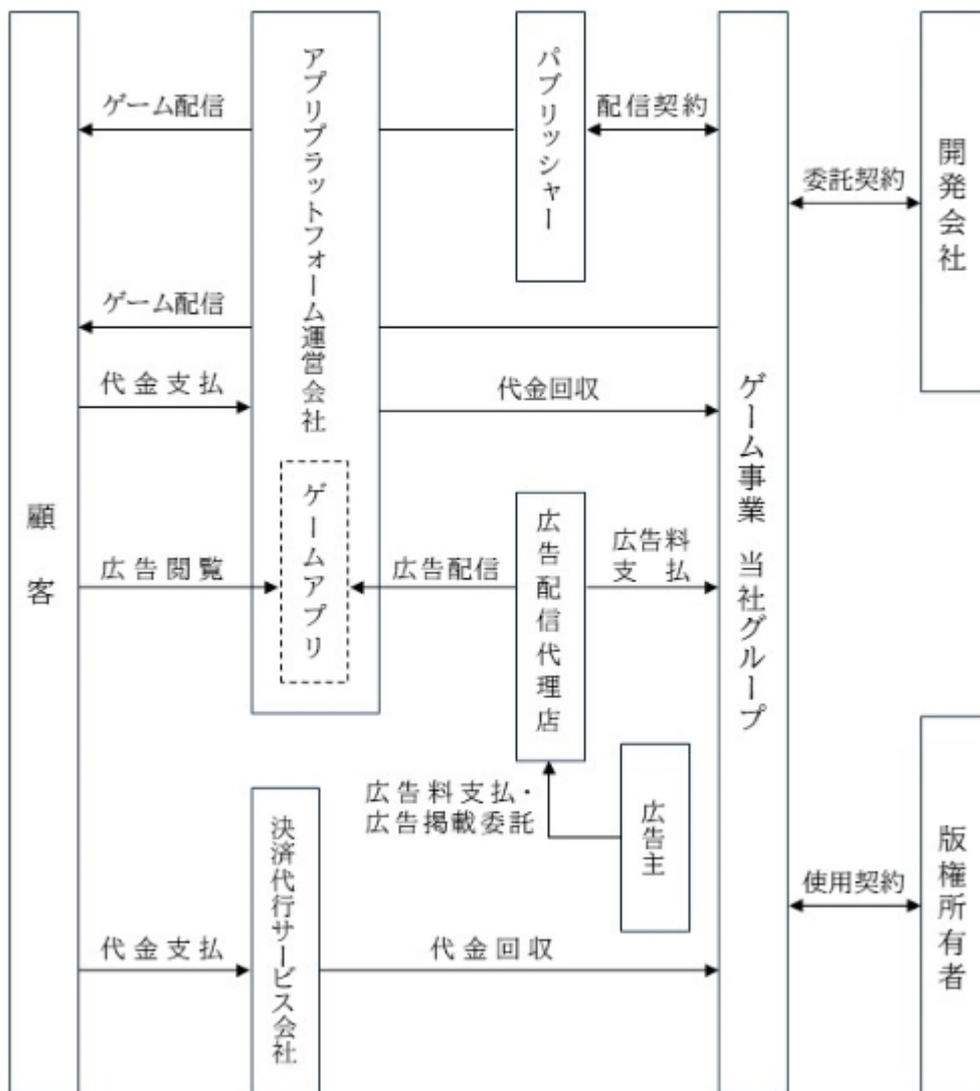
当社グループは、当社、連結子会社2社、持分法適用関連会社1社で構成されております。

主要な関係会社の異動については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」に記載のとおりであります。

当社グループの各事業の内容は以下のとおりであります。

区 分	主要な業務の内容	主要なグループ会社
ゲーム事業	スマートフォン向けアプリを中心としたモバイルオンラインゲームの企画・開発・運営	KLab株式会社 可来軟件开发(上海)有限公司(KLab China Inc.)
その他	ゲーム制作等の受託等、アニメ出資、GPUクラウドサーバーの販売・運用保守、AIタレントの開発、AIタレントプロダクション、企業向けAIクリエイティブ制作	KLab株式会社

ゲーム事業の系統図は以下のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は 出資金	主要な事業 の内容	議決権の所有 (被所有)割合 (%)	関係内容
(連結子会社) KLab Global Pte. Ltd. (注) 2	シンガポール共和国	205千SGD	ゲーム事業	100.0	役員の兼任あり 資金の援助
可来軟件开发(上海)有限公司 (KLab China Inc.)	中華人民共和国 上海市	1,400千SGD	ゲーム事業	100.0	役員の兼任あり 業務委託取引
(持分法適用関連会社) 株式会社BLOCKSMITH&Co.	東京都港区	14,999千円	その他	30.0	役員の兼任あり 業務委託取引

(注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。

2. 債務超過会社であり、2025年12月31日時点で債務超過額は1,413,360千円となっております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2025年12月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
ゲーム事業	322
その他	(50)
合計	322 (50)

(注) 1. 従業員数は、就業人員(当社グループから社外への出向者を除き、社外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(契約社員、パートタイマー、派遣社員を含む。)は、年間の平均雇用人数(1日8時間換算)を()の外数で記載しております。

2. 当社グループは、同一の従業員が複数のセグメントに従事しているため、合計で記載しております。

3. 前連結会計年度末に比べて従業員数が137名減少しています。主な理由は、採用の抑制及び希望退職の募集によるものです。

(2) 提出会社の状況

2025年12月31日現在

従業員数(名)	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与(千円)
294 (50)	39歳	9年	6,814

セグメントの名称	従業員数(名)
ゲーム事業	294
その他	(50)
合計	294 (50)

(注) 1. 従業員数は、就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(契約社員、パートタイマー、派遣社員を含む。)は、年間の平均雇用人数(1日8時間換算)を()の外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与を含んでおります。

3. 当社は、同一の従業員が複数のセグメントに従事しているため、合計で記載しております。

4. 前事業年度末に比べて従業員数が107名減少しています。主な理由は、採用の抑制及び希望退職の募集によるものです。

(3) 労働組合の状況

当社グループには、労働組合はありませんが、労使関係は良好であり、特記すべき事項はありません。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

提出会社

当事業年度				
管理職に占める 女性労働者の 割合(注1)	男性労働者の 育児休業取得率 (注2)	労働者の男女の賃金の差異(注1)		
		全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者
13.3	66.7	66.7	66.9	72.9

(注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(2015年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。

2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(1991年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(1991年労働省令第25号)第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

連結子会社

連結子会社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(2015年法律第64号)及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(1991年法律第76号)の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当社グループは、企業ミッション「世界と自分をワクワクさせる」のもと、グローバルに展開する企業としての確固たる地位を築くため、以下の基本方針に基づき事業を推進してまいります。

モバイルオンラインゲーム事業の抜本的改革と再成長

当社グループの主力事業であるモバイルオンラインゲームにおいては、現状を打破し、黒字化及び業績のV字回復を果たすことを最優先の経営課題としております。

グローバル市場で競争力を持つS級IP（知的財産）を活用したタイトルの開発・運営に注力するとともに、開発体制においては「少数精鋭主義」を徹底いたします。

また、意思決定の迅速化と開発・運営の効率化を図り、「スピード」と「質」を両立させることで、タイトルの収益最大化と長期安定運営を実現してまいります。

経営の多角化による新たな収益源の確立

特定の事業環境の変化に左右されない強固な収益基盤を構築するため、経営の多角化を推進いたします。

「IP/エンタメ」「AI」「ブロックチェーン」の3つの領域、及びこれらが融合する領域を注力分野と定め、多産多死戦略のもと、将来の成長ドライバーとなりうる新規事業を早期に複数確立することで、収益ポートフォリオの安定化を図ってまいります。

(2) 経営環境

当社グループの主軸事業であるモバイルゲームの市場は、主要地域においては成熟段階に入りつつあるものの、世界全体では今後も緩やかに拡大していくものと認識しております。

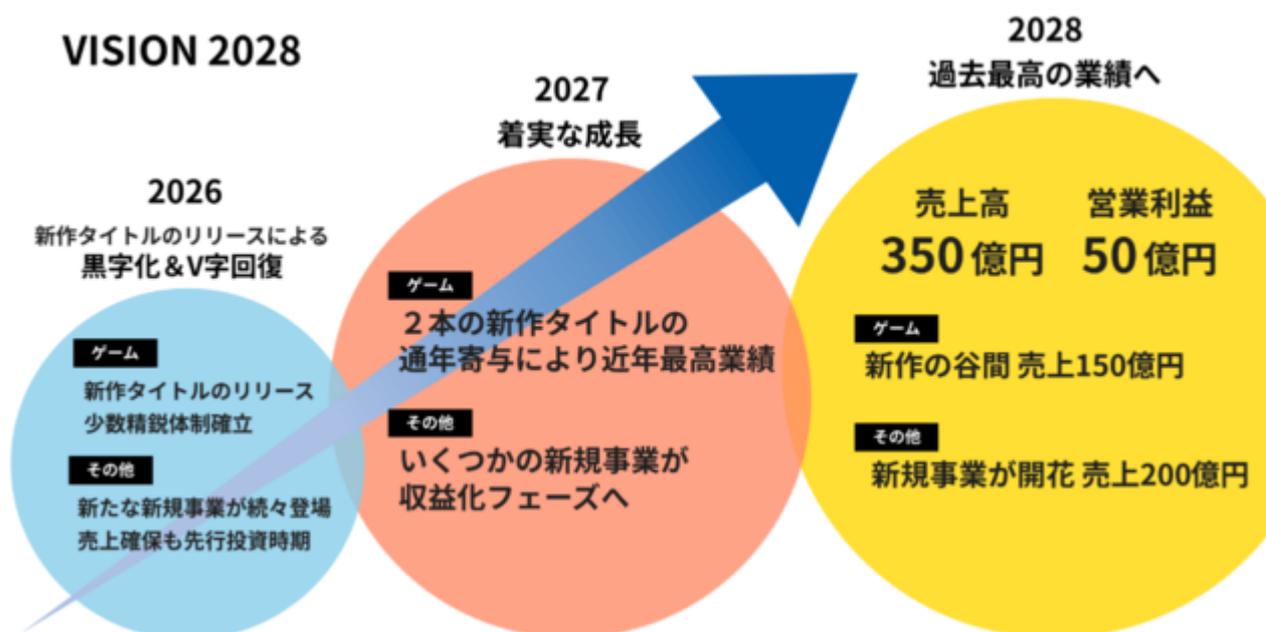
一方で日本市場においては、若者の動画へのシフト及び往年の大ヒットタイトルの上位固定化、並びに海外のゲーム会社の日本進出等により、日本の新作ゲームが取り得るマーケットサイズは縮小しております。

また、市場競争力のあるゲームに求められる品質水準は年々高まっており、1タイトル当たりの開発・運営コストは増加傾向にあります。

加えて、地政学リスクの高まり、各国における個人情報保護規制やコンテンツ規制の動向並びにプラットフォーム事業者の方針変更や手数料体系の見直し等、事業に影響を及ぼす外部環境の変化を継続的に注視する必要があります。

日本発のアニメ、マンガ及びゲームキャラクター等のIPについては、世界的な人気が増加しており、当社グループにとって、こうしたIPのグローバル展開が中長期的な成長機会になり得ると認識しております。

(3) 中期経営計画



当社グループの主軸であるゲーム事業については、2026年中に「ドラゴンクエストスマッシュグロウ」及びテレビアニメ「僕のヒーローアカデミア」のIPタイトルを全世界向けにリリース予定です。いずれものIPも、国内外において認知度が高く、ファンの熱量も高いことから、リリース後の業績貢献が期待できると認識しております。また、少数精鋭の開発・運営体制を確立することで、利益の最大化を図ってまいります。

また、ボラティリティが大きいゲーム事業への依存度合いの低減し、業績回復及び黒字化を後押しするべく、「IP/エンタメ」「AI」「ブロックチェーン」の3領域を重点分野と位置付け、新規事業の創出及び事業ポートフォリオの多様化を推進しております。多産多死戦略のもと、仮説構築から検証、意思決定までを高速に循環させる事業創出プロセスにAIを活用することで、よりいっそう効率的かつ効果的に新規事業開発を進めております。

これらの取り組みにより、当社グループは、2028年に売上高350億円、営業利益50億円の達成を目標として掲げ、中期的な業績回復及び持続的成長の実現を目指してまいります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当社グループが現時点で認識している課題は、以下のとおりです。

ヒット率の向上

当社グループの企業価値向上のためには、今後リリースする新作タイトルのヒット率を上げ、収益を拡大させることが重要であると認識しています。

そのため、まずはグローバルで人気のあるIPを用いたゲームをグローバルに展開することで、より多くのユーザーを獲得することを前提とし、戦略的に大型IPのプロジェクトに取り組んでおります。

また、開発ジャンルを当社グループが得意なアクションRPG及びスポーツシミュレーションに絞り、これまでの開発及び運営を通じて蓄積した知見を用いてゲームを開発することで、ヒット率の向上を図っております。

さらに、ゲームの開発過程においては、早い段階からのゲームレビューを繰り返し実施することでクオリティの向上に努めるほか、ヒットの可能性が低いと判断したゲームは開発を中止し、ヒットの可能性が高いタイトルへ開発リソースを集中させるなど、経営判断を迅速かつ柔軟に行うことで、更なるヒット率の向上を目指します。

1タイトル当たりの収益の最大化

新作タイトルの開発期間が長期化しているため、企業が継続して成長していくためには、既存タイトルの減衰を小幅に留め、長期的な運用を実現することが不可欠です。

ユーザーに継続して長きに渡って楽しんでいただくために、ゲームのアップデートなど新しい価値を提供し、減衰率の低減を目指していきます。

また、1タイトル当たりの売上をより一層拡大させていくためには、海外での収益獲得も重要な課題の一つであると認識していることから、主要な欧米や中華圏に加え、成長著しい国や地域にも積極的に事業展開していき

ます。

開発のマネジメント

業界全体の傾向として、年々高まるゲームの品質に合わせ、開発期間の長期化及び開発体制の大規模化が大きな課題となっております。あわせて、近年はパイプラインの増強を図るべく、パートナー企業との共同事業も増加していることから、新規開発の管理はより一層難しさを増しています。

計画通りにリリースするために、開発マイルストーンの緻密化や、横断組織などの第三者が課題や問題を検知するなど、随時開発プロセスの改善を図っていきます。

一方で、計画を優先するために品質が低い状態でリリースすることは、ヒット率を著しく下げってしまう要因となります。当社グループの基本方針としては、計画通りリリースできるよう最大限の努力を払いつつも、市場競争力のある品質が担保できていない場合は、リリース計画を変更し、品質向上を優先します。

コストコントロール

開発期間の長期化及び開発体制の大規模化に伴い、総開発コストが高騰傾向にある中、売上のボラティリティが高いゲーム事業を運営しながらも安定的に利益を創出するためには、コストコントロールが重要と考えています。

内部開発におきましては、外部発注や業務委託を多用して外製比率を高めることでコストを変動費化し、売上のボラティリティへの対応力を高めるほか、費用の大きな割合を占める広告宣伝におきましても、精緻にKPI分析及び広告の効果測定を行うことで費用対効果を高めていきます。

さらに、開発タイトルの一部をパートナー企業と共同事業とすることで、開発費用を分担しリスク分散を図っていきます。

新技術の活用

当社グループが属するモバイルオンラインゲーム業界は、技術革新が絶え間なく行われています。当社グループが継続的に事業を拡大していくためには、こうした様々な新技術をゲーム開発に活かすべく、研究開発していく必要があると認識しています。そのため、ゲームタイトル毎に編成されるプロジェクトチームとは別に研究開発及び共通基盤開発の各部署を設け、研究開発を進めていきます。

サービスの健全性向上とユーザーの安全性確保

業界全体が一体となりユーザーが安全かつ安心して利用できる環境を提供し続けていくことが、業界に対する信頼性の向上、ひいては業界全体の発展に寄与するものと認識しています。関係機関や同業他社等と適時適切に連携し、ユーザーが安心して当社グループのサービスを利用できるよう努めていきます。

新規事業の確立

当社グループの主力であるモバイルオンラインゲーム事業は、1タイトル当たりの開発費の高騰や競争激化により、事業リスクが年々増加傾向にあります。

当社は当該事業に収益の大半を依存する事業構造になっておりますが、企業の持続的な成長及び安定的な収益基盤の確立のためには、新規事業における一定以上の収益を確保し、収益のボラティリティを抑制することが重要であると認識していることから、新たな事業の早期確立に積極的に取り組んでいきます。

優秀な人材の確保及び育成

当社グループは今後より一層の事業拡大のために、人材の確保及び育成を重要な課題と認識しております。優秀な人材を採用することはもちろん、当社グループのミッション、ビジョンを体現し、将来的に企業を牽引していく人材を育成すべく、採用活動、教育研修、人事制度改革などに継続して取り組んでいきます。

コーポレートガバナンスの強化

当社グループが持続的な成長を維持し、長期にわたって事業継続していくためには、ステークホルダーとの信頼と期待に応えるべく、経営の健全性・透明性のある体制を確保することが重要な課題であると認識しております。その実現のため、内部管理体制及びコーポレートガバナンスの更なる強化・充実に努めていきます。

財務基盤の強化

当社グループが展開する事業のうち、グローバル展開を基本とし、かつ有名なIPを活用する大型のゲームタイトルの新規開発及び運営においては、多額の資金を必要とします。

しかしながら、当社グループは、営業赤字及び営業活動によるキャッシュ・フローのマイナスが継続しており、今後、新作タイトルがリリースされなかった場合や新作の大型タイトルをリリースした後においても十分な売上高が獲得できない場合には、営業赤字、営業活動によるキャッシュ・フローのマイナスが継続する可能性があります。

当社はこれまで、そのような場合に備え、手元流動性確保のため、投資有価証券の売却等、資産の効率的な運用に向けた対応を進めるとともに、金融機関との良好な取引関係を維持し、資金調達を継続的に行うことで資金を確保してまいりました。加えて今後は、新たな財務戦略の一つとして、短期的に使用する予定のない資金をインフレ耐性が高いとされるビットコイン及びゴールドの購入に充てることで、資産成長を図り、財務基盤の更なる強化につなげてまいります。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

(サステナビリティ基本方針)

当社グループは、「世界と自分をワクワクさせる」を企業ミッションに掲げ、エンタテインメントコンテンツで世界中のユーザーをひとつにつなげるべく、日本のみならず世界に向けてモバイルオンラインゲームを配信しております。

当社グループの事業の軸であるモバイルオンラインゲームは、世界共通のエンタテインメントコンテンツのひとつではありますが、配信先の国やエリア、ユーザーのバックグラウンドは様々です。当社グループは、グローバルに向けてコンテンツを配信するにあたり、国や人種、宗教、年齢、性別等に関係なく、全てのユーザーに安心安全にゲームを楽しんで頂けるよう、サービスの安定運営及び健全な経営への努力を絶やさぬことで、当社グループの長期的な企業成長を果たし、ステークホルダーへの還元はもとより、モバイルオンラインゲーム市場のさらなる拡大、持続可能な社会の実現にも貢献してまいります。

(1) サステナビリティ共通

(ガバナンス)

当社グループは、中長期的な企業価値向上の観点から、サステナビリティに対応する課題への対応は経営の重要課題と認識しております。当該課題に対しては、リスク管理委員会においてリスクマネジメント規程及びコンプライアンス規程に基づき審議・検討を行い、重要事項は取締役会に報告する体制を整えて運用しております。

(リスク管理)

当社グループは、その基本方針及び管理体制に基づきリスクの未然防止を図るべく、代表取締役社長を委員長とし、取締役をメンバーに含むグループ会社の横断的な組織であるリスク管理委員会を設置しております。リスク管理委員会では、事業活動に潜むリスクを定期的に洗い出し、重要リスクの特定とその管理体制の強化を行っています。

個別のリスクを含むリスクマネジメントの詳細につきましては、「3 事業等のリスク」をご参照ください。

(2) 気候変動

当社グループは、モバイルオンラインゲームというデジタル商品の開発及び販売等を主力事業としていることから、気候変動にかかるリスク及び収益機会への影響が比較的少ないものと考えております。よって、当社における実施の必要性及び必要とするコスト等から総合的に勘案した結果、これらに関連するデータ収集及び分析並びに開示につきましては、現時点では実施しておりません。

なお、今後も社会的な情勢や必要性に応じて、継続的に実施の是非を検討してまいります。

(3) 人的資本・多様性

(戦略)

当社グループは、「世界と自分をワクワクさせる」のミッションのもと、全従業員が当社グループで働くことを楽しみ、ひとりひとりが持つ能力を十分に発揮できる職場環境の整備や人材育成の支援が、ひいては事業の成長に資すると考え、人材育成及び社内環境整備に関する方針を策定しております。

<人材育成及び社内環境整備に関する方針>

当社グループでは、多様性の確保を含めた人材の育成・強化のため、従業員がその能力を発揮・成長できる、評価・表彰制度、ワークライフバランスの確保、各種研修制度等の導入など、労働環境の整備に努めることを方針としております。

当社グループは、この方針のもと、組織の協働力や生産性の向上を促し事業のさらなる成長を図るべく、様々な取り組みを行っています。

取り組みの詳細につきましては、コーポレートサイトに記載の情報をご参照ください。

投資家向け情報「人材に関する取り組み」

<https://www.klab.com/jp/ir/esg/social/#02>

KLabについて「働く環境」

<https://www.klab.com/jp/about/rule/>

(指標及び目標)

当社グループの人材育成及び社内環境整備に関する方針のもと、多様性の確保、人材育成、社内環境整備の観点から各種指標を定期的にもモニタリングしております。

なお、当社グループは、新卒・中途採用、性別、年齢、国籍に関わりなく、実力に応じて抜擢することとしております。この考え方に基づき、中核人材の登用等における人数、割合等の測定可能な目標を考慮するよりも、従業員の実力を随時適切に評価することが最も重要であると考えておりますため、当該目標を設定しておりません。

3 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 当社グループのリスク管理体制

当社は、グループ全体のリスク管理の基本方針を「リスクマネジメント方針」として制定し、その管理体制を「リスクマネジメント管理規程」において定めております。その基本方針及び管理体制に基づきリスクの未然防止を図るべく、代表取締役社長を委員長とし、取締役をメンバーに含むグループ会社の横断的な組織であるリスク管理委員会を設置しております。

(2) 事業環境等に関するリスク

競合企業の状況について

モバイルオンラインゲームは世界共通のエンタテインメントであることから、各国のディベロッパーやパブリッシャーによって常に新たなゲームが投入されております。

当社グループはこれまで、多くのオリジナルタイトルやIPを活用したタイトルの企画、開発、運営に携わり、IP表現力、ゲームエンジン、運営ノウハウ、グローバル配信等の知見を蓄積してまいりました。これらの実績をもとにグローバルで人気のあるIPの獲得に繋げ、それを当社グループが得意とするゲームエンジンと掛け合わせることで、他のモバイルオンラインゲームとの差別化を図り、競争力の維持及び向上に努めております。

しかしながら、今後も同業他社や他のエンタテインメント業種・業者の新規参入などにより競争が一層激化した場合には、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

技術革新への対応について

インターネット関連分野は技術革新のスピードが速く、特に近年は生成AI等の先進技術の普及により、事業構造や市場トレンドが急激に変化しています。

当社グループが事業を展開するゲーム領域においては、AI技術の進展により開発効率化が進む一方で、競合他社の参入障壁が下がり競争が激化する可能性があるほか、パブリッシャーにおいて内製化のハードルが下がり、受託開発及び共同開発等の機会が減少するリスクがあります。

当社グループにおいてこれら先進技術への対応や利活用が遅れた場合、市場での競争力が低下し、当社グループの財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは、開発プロセスの効率化や新たなコンテンツ開発へ新技術を早期かつ安全に取り入れるとともに、これら先進技術に対応できるエンジニア等の専門人材の採用・育成を強化することで、市場環境の変化に柔軟に対応し、競争力の維持・向上及びリスクの低減を図ってまいります。

また、生成AIの利用に際しては、不適切な利用により意図せず第三者の著作権等の知的財産権を侵害してしまうリスクや、社内の機密情報が漏洩するリスクが存在します。

当社グループでは、生成AI利用に関するガイドラインを策定し、従業員への教育・周知徹底を図ることで、情報漏洩や他者の権利侵害の防止に努めております。しかしながら、これらの適切利用の対策を行ったとしても、クリエイティブ制作物を中心としてユーザーからの否定的な反応にさらされ、それが当社グループのブランドイメージの悪化や当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

海外における事業展開について

海外においては政治・経済の状況、社会情勢、法令や規制等の予期せぬ変更により、当社グループの想定通りに事業を展開できない可能性があります。また、外国人の嗜好や消費行動は日本人と大きく異なることがあります。この違いにより海外市場において想定通りに事業を拡大していくことができない可能性があります。

海外展開を積極的に推進する当社グループでは、当該リスクが顕在化する可能性が存在するものと考えていることから、これら海外における様々な状況の把握に努め、都度適切な対応を行うことでリスクの低減を図っております。

なお、当社グループは、グローバルでサービスを展開し外貨建取引を行っており、外貨建債権債務も保有していることから、為替レートの変動が当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

Apple Inc.及びGoogle Inc.の動向について

当社グループのゲーム事業については、現状Apple Inc. 及びGoogle Inc. の2つのプラットフォームへの収益依存が大きく、これらプラットフォームの規約の変更、手数料率等の変更等が行われた場合、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

災害/事故等について

当社グループの事業所在地近辺において、地震、津波、台風、洪水等の自然災害、火災、停電、感染症の蔓延、紛争・テロ、違法行為等、合理的な予測を超える事態の発生により、当社グループの事業継続に支障をきたす事象が発生した場合、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

当社グループは、このような場合においても重要な事業を継続または早期復旧できるよう、リスクマネジメント規程に基づき体制を整備しているほか、これら災害などに対する対策が取られたオフィスやサーバー設備の利用や、在宅勤務体制も可能とする制度の設計など、安定して事業を運営できる体制の構築を図っております。

(3) 事業運営に関するリスク

ゲームの企画・開発・運営について

当社グループは、現時点においてゲーム事業に収益源を依存していることから、ゲームのヒット度合いが当社グループの事業及び業績に大きな影響を与える可能性があります。

また、近年のモバイルオンラインゲーム事業においては、市場競争力のあるゲームに求められる品質の高まりに伴い、新規タイトルの開発期間が長期化しているほか、高度化及び多様化する開発に対応しうる人材の育成及び確保のための投資も必要なことから、1タイトルあたりの開発コストが増加傾向にあります。当社グループは、新規開発において発生した費用を会計上の処理として無形固定資産のソフトウェアに計上し、リリース後に減価償却を行います。そのため、ゲームがヒットしなかった場合や運用中のゲームが計画よりも早く減衰した場合は、当該資産の減損処理を行うため、これによっても、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

このため当社グループは、これまでのゲーム開発及び運営によって獲得してきた知見の活用、有力IPの獲得、得意ジャンルの絞り込みなどを通じて、ヒット率向上に継続的に取り組んでおります。またリリース後のゲーム運営においても、長期にわたって収益の減衰を抑制するべく、継続的な商材の投入やイベント開催、海外での配信エリア追加などによる新規ユーザー獲得、運営の効率化及び減衰率の抑制に取り組み、トップラインの維持及びリスクの低減に努めております。

なお、共同事業スキームにおいては、協業パートナーの方針や意思決定によっても、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

ライセンス契約が関係するサービスについて

当社グループのゲームの中には、第三者が権利を保有するキャラクター等についてライセンス契約を締結したうえで使用しているものがあります。何らかの理由によりキャラクター等の使用ができなくなった場合、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

これらのリスクが顕在化する可能性の程度及び時期を合理的に予測することは困難ですが、IP及びIPのファンを尊重し、管理部門及び事業部門における管理及び連携体制の整備等を通じて法令を遵守するなど、IPの価値を毀損することのないよう努め、版元との良好な関係を構築し、リスクの低減を図っております。

M&A等による成長・拡大について

当社グループの事業の成長・拡大を効率的に行うために、国内外を問わずM&Aや業務提携等を検討・実行しております。M&Aの実施にあたり、対象企業の財務内容や契約関係などについての詳細な事前審査を行い十分にリスク検討をしておりますが、事前の調査によっても把握できなかった問題が生じた場合や、その対象企業との融合又は提携先との関係構築や強化が計画どおりに進捗しない場合、提携により当初想定した事業のシナジー効果等が得られない場合、その他何らかの理由により当該提携を解消した場合などにおいては、投資に要した資金や時間その他の負担に見合った利益を回収できないなど、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

通信ネットワーク・コンピュータシステムについて

当社グループは、モバイル端末やPC等のコンピュータシステムを結ぶ通信ネットワークを利用し、サービスを

提供しております。よって、コンピュータシステムや通信ネットワークの障害、電力供給に関する障害、自然災害や事故（社内外の人的要因のものを含む）など、運営サービスのサーバーが何らかの理由により停止した場合、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

また、運営サービスについて不正行為が発覚した場合にも、当社グループのサービスへの信頼性やブランドが毀損されることでユーザー離れに繋がる可能性があります。

さらに、上記対応や問題解決のため、設備投資の前倒しや当初計画よりも大きな費用負担が発生した場合も、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

これらのリスクを軽減するため、当社グループでは、クラウドインフラとデータセンターに設置した自社サーバーインフラの両方を利用することで、特定のインフラに大きく依存することがない状態を維持することに努めております。

また、いずれのインフラにおいても通信ネットワークやコンピュータシステムの障害の影響を低減すべく、設備の二重化等の対策を講じたうえで、不正行為の予防を目的として複数のセキュリティ対策を実施し、必要に応じて社内外の有識者によりその対策の妥当性の確認を行っています。

内部管理体制について

当社グループは、コーポレート・ガバナンスの強化及び充実を経営の重要課題と位置づけ、内部統制が有効に機能する体制の構築、整備、運用に努めております。

しかしながら、事業の急速な拡大や発生したトラブルへの適切な対応のための内部管理体制の構築に不十分な状況が生じる場合には、円滑な事業運営が困難となり、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

情報管理について

当社グループは、社内規程を整備し、適切なデータ管理体制を設けたうえで、従業員に向けて情報の取扱いに関する教育研修の機会を定期的に設けるなど、情報漏洩のリスク低減に努めております。

しかしながら、何らかの理由で重要な情報が外部に漏えいした場合には、当事者への賠償、ビジネス機会の喪失、社会的信頼の失墜等により、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

継続企業の前提に関する重要事象等について

当社グループは、継続して営業赤字及び営業活動によるキャッシュ・フローのマイナスを計上していたことから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しておりました。

一方で、当社グループは今後、国内有数のIP『ドラゴンクエスト』及びTVアニメ『僕のヒーローアカデミア』のIPを活用した大型のモバイルオンラインゲームが順次リリースされる予定であります。また、ゲーム事業以外の新規事業として、GPU AIクラウド事業、総合AIエンタテインメント事業、企業向けAIクリエイティブ制作事業に参入したほか、金融商品のAI自動取引システムの商用化を目指した開発も進んでおります。

また、費用面では、ゲーム事業において足元の売上貢献度の低い施策を見直しを進めたほか、希望退職の実施、オフィスの縮小移転等により、固定費の削減が一段と進みました。

さらに、手元流動性確保のため、投資有価証券の売却等、資産の効率的な運用に向けた対応を進めるとともに、新株及び新株予約権の発行による資金調達を行ったことから、財務体制も安定しております。

以上の状況を総合的に判断した結果、当連結会計年度末において継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象または状況は解消したと判断しております。

(4) 法令・規制、コンプライアンス、その他に関するリスク

関連法令・規制について

当社グループで、適用される法令を調査し、その把握に努めたうえで、社内規程の整備、従業員への教育等を通じた周知徹底、及びサービスにおける法令遵守を事前に確認する体制を構築し、法令への適合を確保する体制の構築に努めております。

しかしながら、不測の事態等により、関連する法令・規則への抵触が生じた場合、行政処分や罰金の支払い、重要な取引先との取引関係の喪失等により、当社グループの事業及び業績に重大な影響を与える可能性があります。また、関連する法令や規制の強化、新たな法令等が施行されることにより、当社グループの営む事業が制約を受け、必要な対応のための支出が発生した場合、当社グループの事業や業績に影響を与える可能性があります。

サービスの安全性及び健全性について

当社グループでは社内規程の整備及び確認体制の構築を行うとともに、業界団体へ加入し、各種法的規制や業界の自主規制を順守し対応にあたっております。また、従業員に向けても、事業運営に必要な法令及びコンプライアンス等に関する教育研修の機会を定期的に設けることで、不適切行為の防止に努めております。

しかしながら、何らかの理由で不適切行為が発生した場合及び法的責任が問われない場合であっても、ブランドイメージの悪化により、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

第三者との係争について

ユーザー、取引先、競合企業、その他第三者との予期せぬトラブル・訴訟等が発生した場合、訴訟対応費用の発生やブランドイメージの悪化により、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

第三者との係争事例について調査、分析及び適切な対応を図ることで、係るリスクの低減に努めてまいります。

知的財産権について

当社グループは、第三者が保有する知的財産権を侵害しないよう、当社グループ内の確認体制を構築するとともに、必要に応じて弁護士、弁理士等に確認するなど、十分に注意を払っておりますが、当社グループが運営するサービスによる第三者の知的財産権の侵害等が発覚した場合、当該第三者より損害賠償や使用差止め、当該権利使用のための対価の支払を請求される可能性があります。その場合には当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

暗号資産（ビットコイン）の保有に関するリスク

当社グループは、財務戦略の一環として、資産の保全及びインフレヘッジ等を目的とし、暗号資産であるビットコイン及び金（ETF等）の購入を進めております。

ビットコインの保有に対し、当社グループが認識しているリスクについて以下の通りです。

a 価格変動リスク

ビットコインの市場価格は、各国の経済情勢、金融政策、規制動向、技術革新、需給バランス等の様々な要因により大きく変動する可能性があります。

ビットコインは価格変動が激しく、期末時点の時価が取得原価を著しく下回った場合、評価損の計上により当社グループの財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは、これに対し、ビットコインと無相関又は逆相関の関係にある金（ETF等）を保有すること及び規律あるリバランスを行うことにより、当該リスクの低減を図ってまいります。

また、これらの資産を長期的な視点で保有することを基本方針としており、短期的な価格変動による売却は原則として行わないことから、キャッシュ・フローに与える影響は軽微であると認識しております。

b 法規制及び税制改正リスク

ビットコインを含む暗号資産に関する各国の法規制や税制は整備途上にあり、将来的に予期せぬ規制の強化や変更が行われる可能性があります。これにより、保有・処分の制限や追加的なコストが発生し、資産価値や流動性に影響を及ぼす可能性があります。

国内外の規制動向を継続的にモニタリングするとともに、必要に応じてビットコインの保有形態を見直すことにより、当該リスクの低減を図ってまいります。

c サイバーセキュリティリスク

ビットコインは、複数の外部交換業者を利用して分散して保管しております。これら外部機関へのサイバー攻撃、システム障害、または秘密鍵の紛失・盗難等が発生した場合、保有する資産が消失し、その回復が困難となる可能性があります。

ビットコインの保管においては、様々な情報収集を行い、セキュリティ体制が確立された信頼性の高い外部機関を選定するとともに、社内規程に基づき適切な管理体制を構築することで、紛失・盗難リスクの低減に努めております。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

財政状態及び経営成績の状況

項目	前連結会計年度 (千円)	当連結会計年度 (千円)	対前期増減率 (%)
売上高	8,306,355	6,856,276	17.5
営業損失()	1,342,143	1,304,256	-
経常損失()	1,280,364	1,421,088	-
親会社株主に帰属する 当期純損失()	2,782,986	4,176,818	-
総資産	15,784,187	13,273,301	15.9
総負債	5,412,681	2,969,165	45.1
純資産	10,371,505	10,304,136	0.6
営業活動による キャッシュ・フロー	138,223	1,800,692	-
投資活動による キャッシュ・フロー	1,045,551	2,479,391	-
財務活動による キャッシュ・フロー	555,110	2,916,895	425.5
現金及び現金同等物の期末残 高	1,605,179	5,214,034	224.8

セグメント別の業績は、以下のとおりです。

ゲーム事業

項目	前連結会計年度 (千円)	当連結会計年度 (千円)	対前期増減率 (%)
売上高	8,235,424	6,365,540	22.7
セグメント利益	1,182,351	836,233	29.3

その他

項目	前連結会計年度 (千円)	当連結会計年度 (千円)	対前期増減率 (%)
売上高	70,931	490,736	591.8
セグメント利益又は損失()	49,722	5,692	-

財政状態の分析

(資産の部)

当連結会計年度末における総資産は13,273,301千円となり、前連結会計年度末と比較して2,510,885千円減少いたしました。これは主として、現金及び預金が3,608,855千円増加した一方で、ソフトウェア仮勘定が4,075,305千円減少、投資有価証券が1,785,088千円減少、のれんが555,425千円減少したことによるものです。

(負債の部)

当連結会計年度末における総負債は2,969,165千円となり、前連結会計年度末と比較して2,443,516千円減少いたしました。これは主として、短期借入金が800,000千円減少、1年内返済予定の長期借入金547,754千円減少、前受金が328,713千円減少、固定負債のその他が620,596千円減少したことによるものです。

(純資産の部)

当連結会計年度末における純資産は10,304,136千円となり、前連結会計年度末と比較して67,368千円減少いたしました。これは主として、資本金及び資本準備金がそれぞれ2,393,612千円増加した一方で、親会社株主に帰属する当期純損失の計上等により利益剰余金が4,176,818千円減少、その他有価証券評価差額金が711,470千円減少したことによるものです。

経営成績の分析

当社グループは、マンガやアニメなどのIPを用いたモバイルオンラインゲームの企画・開発・運営を主軸として事業を展開しております。

当連結会計年度においては、既存タイトルである『BLEACH Brave Souls』及び『キャプテン翼 ~たたかえドリームチーム~』の安定運用による売上高の確保に努めつつ、2026年リリース予定の新作タイトル『ドラゴンクエストスマッシュグロウ』及びTVアニメ『僕のヒーローアカデミア』のIPを活用したタイトルの新作開発に注力しました。

『BLEACH Brave Souls』は、タイトル10周年のアニバーサリーイヤーであったことから、年間を通してプロモーション及び多様なキャンペーンを積極的に展開し、新規ユーザーの獲得、既存ユーザーや復帰ユーザーへの還元等に努めました。これらの施策により期初から順調に推移していたものの、特に海外ユーザーの減衰の影響により、期末にかけては軟調な推移となりました。

『キャプテン翼 ~たたかえドリームチーム~』においても、新規商材の販売などを通じて売上高の確保に努めたものの、一定の減衰が継続し、年間を通して軟調な推移となりました。

期首に公表した新たな経営戦略の一環として、収益のボラティリティが大きいゲーム事業への依存からの脱却を図るべく、GPU AIクラウド事業及び総合AIエンタテインメント事業を立ち上げております。このうち、GPU AIクラウド事業においてGPUサーバーの販売が堅調に推移したことから、その他の売上高は490,736千円（前期比591.8%の増加）となり、売上に寄与しました。

費用面においては、全社的なコストコントロールを継続しつつ、オフィスの縮小移転及び希望退職者の募集による人員削減を実施し、固定費の大幅な縮小を図りました。

以上の結果、売上高は6,856,276千円（前期比17.5%の減少）、営業損失は、1,304,256千円（前期は営業損失1,342,143千円）、経常損失は1,421,088千円（前期は経常損失1,280,364千円）となりました。

特別利益については、有価証券を複数銘柄売却したことに伴う投資有価証券売却益1,637,461千円、第4四半期において事務所移転に伴う支度金209,478千円を計上いたしました。また、特別損失については、第2四半期において希望退職の募集の実施に伴う特別退職金41,483千円及び『EA SPORTS FC™ TACTICAL』におけるソフトウェア資産の減損損失4,426,697千円、第4四半期において複数本のカジュアルゲームに係るソフトウェア資産の減損損失81,400千円を計上いたしました。

以上のことから、親会社株主に帰属する当期純損失は4,176,818千円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失2,782,986千円）となりました。

キャッシュ・フローの状況の分析

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ3,608,855千円増加し、5,214,034千円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動による資金の減少は、1,800,692千円（前期は138,223千円の減少）となりました。これは主として、減損損失4,508,098千円の計上をした一方で、税金等調整前当期純損失4,050,581千円の計上及び投資有価証券売却益1,637,461千円を計上したことによるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動による資金の増加は、2,479,391千円（前期は1,045,551千円の減少）となりました。これは主として、投資有価証券の売却による収入2,443,854千円によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動による資金の増加は、2,916,895千円（前期は555,110千円の増加）となりました。これは主として、株式の発行による収入2,876,250千円によるものです。

生産、受注及び販売の実績

（a）生産実績

当社グループで行う事業は、提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

（b）受注実績

該当事項はありません。

(c) 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、以下のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)	対前期増減率(%)
ゲーム事業	6,365,540	22.7
その他	490,736	591.8
合計	6,856,276	17.5

(注) 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度		当連結会計年度	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
Apple Inc.	3,120,259	37.6	1,836,563	26.8
Google Inc.	2,443,183	29.4	1,645,096	24.0
Xsolla (USA), Inc.	242,050	2.9	862,721	12.6

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。
なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社グループの当連結会計年度の財政状態及び経営成績は、「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 財政状態の分析、経営成績の分析」をご参照ください。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当社グループのキャッシュ・フローの状況及び資本の財源及び資金の流動性については次のとおりであります。

当連結会計年度のキャッシュ・フローは、「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況の分析」をご参照ください。

なお、運転資金需要の主なものは、ゲーム事業における開発費、運用費及び広告宣伝費等の営業費用であり、営業活動によるキャッシュ・フローを基本としつつ、財務安全性や資金調達コストを勘案の上、必要に応じて、金融機関からの借入、投資有価証券の売却、増資等によって資金調達を実施いたします。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表の作成に当たって採用している重要な会計方針につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」に記載しております。

また、連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り)」に記載のとおりであります。

会計上の見積りについては、過去の実績等の連結財務諸表作成時に入手可能な情報に基づき合理的に判断した結果を、資産・負債や収益・費用の数値に反映しており、継続して評価し、必要に応じて見直しを行っております。しかしながら、会計上の見積りには不確実性が伴うため、実際の結果は、これらの見積りと異なることがあります。

5 【重要な契約等】

当社は、2025年6月25日開催の取締役会において、株式会社グローバルギア（以下、「グローバルギア社」という。）の全保有株式を株式会社 Sun Asterisk に譲渡すること（以下、「本株式譲渡」という。）を決議し、株式譲渡契約を締結するとともに、2025年7月1日に本株式譲渡を実行いたしました。

当社グループは、モバイルオンラインゲーム事業を軸とした成長戦略のもと、グローバルで認知度が高い IP を用

いた大型タイトルから年齢や性別を問わず幅広いユーザーにプレイされるカジュアルゲームまでに事業領域を広げ、サービスを提供しております。

カジュアルゲーム事業領域においては、2021年に当社子会社となったグローバルギア社とともに、両社が得意とする事業領域における知見を相互に共有しつつ、精力的かつ安定的に新作タイトルをリリースしてまいりました。しかしながら、当社グループを取り巻く事業環境、当社の足元の事業体制及び今後の全体的な事業戦略の方向性の変化等を総合的に勘案し、事業ポートフォリオの見直しを行った結果、グローバルギア社の全株式を譲渡いたしました。

株式譲渡の概要

1. 譲渡先企業の名称及びその事業の内容

譲渡先企業の名称：株式会社 Sun Asterisk

事業の内容：デジタル・クリエイティブスタジオ事業

2. 譲渡した子会社の名称及び事業の内容

譲渡した子会社の名称：株式会社グローバルギア

事業の内容：スマートフォン向けゲームアプリの企画・開発・運営

3. 譲渡の時期、譲渡価額及び議決権比率等の内容

譲渡日：2025年7月1日

譲渡した株式数：60株

譲渡価額：1,100百万円

譲渡益：75百万円

譲渡前の議決権所有割合 100%

譲渡後の議決権所有割合 - %

本株式譲渡に伴い、連結子会社であるグローバルギア社は、当社の連結の範囲から除外いたしました。

6 【研究開発活動】

当社グループは将来を見据えた研究開発や新規事業の創出が重要な課題であると考え、中長期の競争力確保につながる研究開発及びノウハウの蓄積を継続的に行っております。

当連結会計年度において当社グループが支出した研究開発費の総額は、54,276千円であります。

なお、上記の研究開発費の金額は特定のセグメントに関連付けられないため、セグメント別の記載は行っておりません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度において実施した設備投資等の総額は675,450千円であり、その主な内容はゲーム事業に供するソフトウェアの開発費等492,426千円であります。

2 【主要な設備の状況】

提出会社

2025年12月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント 名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
			建物	工具、器具 及び備品	ソフトウェア	ソフトウェア仮 勘定	合計	
本社 (東京都港区)	ゲーム事業 その他	事業所設備・ ソフトウェア	164,229	36,370	12,304	3,150,877	3,363,782	251 (46)

- (注) 1. 本社の建物を賃借しております。
 2. 減損損失計上後の帳簿価額を記載しております。なお、減損損失の内容につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(連結損益計算書関係) 4 減損損失」に記載のとおりであります。
 3. 従業員数は、就業人員(当社グループから社外への出向者を除き、社外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(契約社員、パートタイマー、派遣社員を含む。)は、年間の平均雇用人数(1日8時間換算)を()の外数で記載しております。
 4. 当社には現在休止中の設備はありません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの設備投資については、景気予測、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。なお、当連結会計年度末現在における重要な設備の新設、除却等の計画は以下のとおりであります。

- (1) 重要な設備の新設等
 該当事項はありません。
- (2) 重要な設備の除却等
 該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	93,618,000
計	93,618,000

【発行済株式】

種類	事業年度末 現在発行数(株) (2025年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (2026年3月26日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	76,832,200	78,604,200	東京証券取引所 プライム市場	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 また、単元株式数は100株となっております。
計	76,832,200	78,604,200	-	-

- (注) 1. 提出日現在の発行株式のうち461,100株は、譲渡制限付株式報酬として自己株式を処分した際の現物出資(金銭報酬債権511,866千円)によるものであります。
2. 提出日現在発行数には、2026年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

ストックオプション制度の内容は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項」の(ストック・オプション等関係)に記載しています。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

当社は、会社法に基づき新株予約権を発行しております。

第20回新株予約権

第20回新株予約権につきましては、2025年6月18日にすべての行使が完了しております。

区分	当事業年度末現在(2025年12月31日)
決議年月日	2025年1月8日
新株予約権の数(個)	- 注2
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	- 注2 3 4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	注5
新株予約権の行使期間	2025年1月31日から2027年2月1日までとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	注7
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。

新株予約権の譲渡に関する事項	(会社法第236条第1項第6号における)該当事項はありません。但し、本買取契約において、本新株予約権の譲渡について、割当先とその関連会社間で譲渡する場合を除き、当社取締役会の承認を要する旨の譲渡制限を合意しております。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

当事業年度の末日(2025年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2026年2月28日)にかけて変更された事項はありません。

(注)1. 当該新株予約権は行使価額修正条項付新株予約権であります。

2. 当該行使価額修正条項付新株予約権の特質

(1) 本新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式(下記3.参照。)11,890,000株(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(下記4.(1)参照。))は100株)で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(下記5.(2)において定義する。)が修正されても変化しない(但し、下記4.に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。

(2) 行使価額の基準

下記5.(3)を条件に、行使価額は、各修正日(以下に定義する。)の前取引日(以下に定義する。但し、前取引日が当社普通株式に係る株主確定日(株式会社証券保管振替機構の株式等の振替に関する業務規程第144条に定義する株主確定日をいう。))又は株式会社証券保管振替機構において本新株予約権の行使請求を取り次ぎがない日に該当する場合は、それぞれ株主確定日の2取引日前の日又は株式会社証券保管振替機構において本新株予約権の行使請求の取り次ぎが行えた直近の取引日とする。)の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の終値(以下「終値」という。)(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額に修正される。

「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式に関して何らかの種類取引停止処分又は取引制限(一時的な取引制限も含む。)があった場合には、当該日は「取引日」にあたらぬものとする。

「修正日」とは、各行使価額の修正につき、本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日(但し、最初に当該通知を受領した日を除く。)をいう。

(3) 行使価額の修正頻度

行使の際に本欄第2項に記載の条件に該当する都度、各修正日の前取引日において、修正される。

(4) 行使価額の下限

行使価額は84円(但し、下記5.(4)の規定に準じて調整を受ける。)(以下「下限行使価額」という。)を下回らないものとする。本2.(2)に基づく計算によると修正後の行使価額が下限行使価額を下回る場合、修正後の行使価額は下限行使価額とする。

(5) 割当株式数の上限

11,890,000株(2024年10月31日現在の当社発行済普通株式総数48,242,300株に対する割合は、24.65%(小数第3位の端数を四捨五入した値))。但し、下記4.に記載のとおり、調整されることがある。

(6) 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(本2.(4)に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額)

1,024,918,000円(但し、本新株予約権は行使されない可能性がある。)

(7) 当社の請求による本新株予約権の取得

本新株予約権には、当社の決定により、本新株予約権の全部又は一部を取得することを可能とする条項が設けられている(詳細については、下記12.参照。)

3. 新株予約権の目的となる株式の種類

当社普通株式 完全議決権株式であり株主の権利に特に限定のない株式

単元株式数 100株

4. 新株予約権の目的となる株式の数

(1) 本新株予約権の目的となる株式の種類及び総数は、当社普通株式11,890,000株(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。))は100株)とする。但し、下記(2)乃至(5)により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整される。

(2) 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合(以下「株式分割等」と総称する。)を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後割当株式数 = 調整前割当株式数 × 株式分割等の比率

(3) 当社が下記5.(4)の規定に従って行使価額の調整を行う場合(但し、株式分割等を原因とする場合を除く。))には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(4) 本項に基づく調整において、調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る下記5.(4)、及

び による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

- (5) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、下記5.(4)(e)に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

5. 新株予約権の行使時の払込金額

- (1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法
各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初154円(以下「当初行使価額」という。)とする。但し、行使価額は下記(3)に定める修正及び下記(4)に定める調整を受ける。
- (3) 行使価額の修正

下記 を条件に、行使価額は、各修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額に修正される。

行使価額は下限行使価額を下回らないものとする。上記 に基づく計算によると修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、修正後の行使価額は下限行使価額とする。

- (4) 行使価額の調整

当社は、本新株予約権の発行後、下記 に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「新株発行等による行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数}}{\text{1株当たりの時価}} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

新株発行等による行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- (a) 下記 (b)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬として株式を発行又は処分する場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- (b) 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。なお、新株発行等による行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、株式の分割により増加する当社の普通株式数をいうものとする。

- (c) 新株発行等による行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記 (b)の場合には、新株発行等による行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

上記 及び の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

- (a) 株式の併合、会社分割、株式交換、株式交付又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- (b) その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- (c) 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

行使価額の調整を行うとき(下限行使価額が調整されるときを含む。)は、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前行使価額、調整後行使価額(調整後の下限行使価額を含む。)並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記 (e)に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額

1,857,218,000円

全ての本新株予約権が当初行使価額で行使されたと仮定して算出された金額であり、上記5.(3)及び(4)により、行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。また、新株予約権行使期間(上記の表の「新株予約権の行使期間」に定義する。)内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、当該金額は減少する。

7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格

本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、上記4.記載の本新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

8. 権利の行使に関する事項についての割当先との間で締結する取決めの内容

当社は割当先であるマッコーリー・バンク・リミテッドとの間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後、買取契約(以下「本買取契約」といいます。)を締結しております。本新株予約権者はその裁量により本新株予約権を行使することができます。但し、本買取契約の規定により、当社が不行使期間の指定を行うことができますので、当社の裁量により、新株予約権割当予定先に対して一定数量の範囲での行使を行わせないようすることが可能となります。本新株予約権について、本買取契約において、当社は、本新株予約権の行使期間中、割当予定先が本新株予約権を行使することができない期間(以下「不行使期間」といいます。)を合計8回まで定めることができます。1回の不行使期間は10連続取引日以下とし、当社は割当予定先に対し、当該期間の初日から遡って3取引日前までに書面により不行使期間を通知することにより、不行使期間を設定することができます。また、各不行使期間の間は少なくとも5取引日空けることとします。なお、当社が割当予定先に通知を行った場合には、適時適切に開示いたします。これにより、継続的な当社の株価の上昇が見込まれる場合において当社が不行使期間を設定することや当社の判断で株価への影響を抑えることが可能となります。但し、不行使期間は、本社債が残存している期間、または上記の取得条項に基づく本新株予約権の取得に係る通知がなされた後取得日までの期間は設定することはできず、かつ、かかる通知の時点で指定されていた不行使期間は、かかる通知がなされた時点で早期に終了します。なお、当社は、割当予定先に対して通知することにより、不行使期間を短縮することができます。当社が割当予定先に対して不行使期間を短縮する通知を行った場合には、適時適切に開示いたします。

また、当社と割当先は、本新株予約権について、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項から第5項までの定め、並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」第13条の定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当先が本新株予約権を行使することにより取得される株式数(第19回新株予約権が残存している場合には、第19回新株予約権の行使により取得される株式数も合算されます。)が、本新株予約権の払込日(但し、第19回新株予約権が残存する場合は、第19回新株予約権の払込日)時点における上場株式数の10%を超える部分に係る行使を制限するよう措置を講じております。

9. 当社の株券の売買について割当先との間で締結する取決めの内容

該当事項はありません。

10. 当社の株券の貸借に関する事項について割当先と当社の特別利害関係者等との間で締結される取決めの内容

第19回新株予約権の発行時に、割当先は、当社の森田英克氏より当社普通株式について借株(貸借株数上限:120,000株)を行っており、本新株予約権の発行に伴って当該借株の貸借期間について本新株予約権の行使期間に応じた変更を行っております。また、本新株予約権の発行に伴い、割当先は、当社代表取締役社長の真田哲弥氏より当社普通株式について借株(貸借株数上限:490,300株)を行っております。割当先は、割当先が本新株予約権及び残存する第19回新株予約権の行使により取得する当社普通株式の数量の範囲内で行う売付け以外を目的として、当社普通株式の借株は行いません。

11. その他投資者の保護を図るため必要な事項

該当事項はありません。

12. 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件

(1) 当社が発行した社債を本新株予約権者又はその関連会社が保有する期間を除き、当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って15取引日前までに通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。本新株予約権の発行要項(以下「本新株予約権発行要項」という。)の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、金融商品取引法第166条第2項に定める未公表の重要事実を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。

(2) 当社は、当社が合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)をする場合、株式交換、株式交付若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となることにつき株主総会で承認決議した場合又は東京証券取引所において当社の普通株式の上場廃止が決定された場合、会社法第273条の規定に従って15取引日前までに通

知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権 1 個当たりその払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。本新株予約権発行要項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、金融商品取引法第166条第 2 項に定める未公表の重要事実を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。

- (3) 当社は、新株予約権行使期間の末日(休業日である場合には、その直前営業日とする。)に、本新株予約権 1 個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。

第23回新株予約権

区分	当事業年度末現在(2025年12月31日)
決議年月日	2025年12月 5 日
新株予約権の数(個)	107,500 [89,780] (新株予約権 1 個につき100株)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	10,750,000 [8,978,000] 注 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	注 2 4
新株予約権の行使期間	2025年12月24日から2027年12月23日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	注 3
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	(会社法第236条第 1 項第 6 号における)該当事項はありません。ただし、当社が割当先と締結した買取契約において、本新株予約権の譲渡について、割当予定先とその関連会社間で譲渡する場合を除き、当社取締役会の承認を要する旨の譲渡制限を合意しております。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

当事業年度の末日(2025年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2026年 2 月28日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1 . 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式10,750,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下「割当株式数」という。)は100 株とする。)。ただし、以下第(2)号乃至第(5)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合(以下「株式分割等」と総称する。)を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。ただし、調整の結果生じる1 株未満の端数は切り捨てる。
調整後割当株式数 = 調整前割当株式数 × 株式分割等の比率
- (3) 当社が以下 4 . の規定に従って行使価額(以下 2 . (2)に定義する。)の調整を行う場合(ただし、株式分割等を原因とする場合を除く。)には、割当株式数は次の算式により調整される。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、以下 4 . に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (4) 本項に基づく調整において、調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る以下 4 . (2)及び(5)による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (5) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、以下 4 . (2) に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

2 . 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初207円とする。ただし、行使価格は以下 4 . の規定に従って調整されるものとする。

3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、以下(2)に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

以下(4)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」という。）する場合（無償割当てによる場合を含む。）（ただし、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、当社の譲渡制限付株式報酬制度に基づき当社普通株式を交付する場合、会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合、及び2025年12月5日の当社取締役会決議に基づき当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

以下(4)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は以下(4)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（無償割当てによる場合を含む。ただし、ストックオプション制度に基づき新株予約権を交付する場合、及び2025年12月5日の当社取締役会決議に基づき新株予約権を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。ただし、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに以下(4)に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、当該取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）に関して、当該調整前に上記による行使価額の調整が行われている場合には、調整後行使価額は、当該調整を考慮して算出するものとする。

上記乃至の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記乃至にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \frac{\text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。ただし、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（ただし、上記(2)の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式数を控除

した数とする。また、上記第(2)号 の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

- (5) 上記(2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換、株式交付又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、上記(2) に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

第19回新株予約権

	中間会計期間 (2025年7月1日から 2025年12月31日まで)	第26期 (2025年1月1日から 2025年12月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	26,899	26,899
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	2,689,900	2,689,900
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	195	195
当該期間の権利行使に係る資金調達額(千円)	537,758	537,758
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	-	101,000
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	-	10,100,000
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	-	200
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(千円)	-	2,062,553

第20回新株予約権

	中間会計期間 (2025年7月1日から 2025年12月31日まで)	第26期 (2025年1月1日から 2025年12月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	-	118,900
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	-	11,890,000
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	-	113
当該期間の権利行使に係る資金調達額(千円)	-	1,373,217
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	-	118,900
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	-	11,890,000
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	-	113
当該期間の末日における当該行使価額修正条		

頂付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(千円)	-	1,373,217
-----------------------------	---	-----------

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2021年1月1日～ 2021年12月31日 (注1)	156,000	38,631,100	47,663	4,957,479	47,663	4,653,234
2022年1月1日～ 2022年12月31日 (注1)	2,461,100	41,092,200	500,477	5,457,956	500,477	5,153,711
2024年1月1日～ 2024年12月31日 (注1)	7,410,100	48,502,300	762,397	6,220,354	762,397	5,916,109
2025年1月1日～ 2025年12月31日 (注1)	14,579,900	63,082,200	955,487	7,175,842	955,487	6,871,597
2025年12月23日 (注2)	11,750,000	74,832,200	1,216,125	8,391,967	1,216,125	8,087,722
2025年12月23日 (注3)	2,000,000	76,832,200	222,000	8,613,967	222,000	8,309,722

(注) 1. 新株予約権の行使による増加であります。

2. 有償第三者割当増資

発行価格 207円

資本組入額 103.5円

割当先 ULTIMATE CLASSIC INVESTMENT LLC、株式会社Sun Asterisk及びJTフィナンシャル有限責任事業組合

3. 有償第三者割当増資

発行価格 222円

資本組入額 111円

割当先 株式会社シックスセンツホールディングス

4. 2026年1月1日から2026年2月末日までの間に新株予約権の行使により、発行済株式総数が1,772,000株、資本金が186,175千円、資本準備金が186,175千円増加しております。

(5) 【所有者別状況】

2025年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	-	8	24	113	31	172	24,590	24,938	-
所有株式数 (単元)	-	48,724	78,498	44,036	125,234	2,478	469,072	768,042	28,000
所有株式数 の割合(%)	-	6.34	10.22	5.73	16.30	0.32	61.07	100.00	-

(注) 1. 自己株式641,617株は、「個人その他」に6,416単元、「単元未満株式の状況」に17株含まれております。

2. 所有株式数の割合の小数点第3位以下は切り捨てております。

(6) 【大株主の状況】

2025年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)

INTERACTIVE BROKERS LLC (常任代理人:インタラクティブブローカーズ証券株式会社)	ONE PICKWICK PLAZA GREENWICH, CONNECTICUT 06830 USA (千代田区霞が関3丁目2番5号)	9,766,700	12.81
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区赤坂1丁目8番1号赤坂インターシティAIR	4,207,000	5.52
楽天証券株式会社共有口	東京都港区南青山2丁目6番21号	3,506,900	4.60
株式会社シックスセンスホールディングス	東京都江東区豊洲2丁目5番2-3201号	2,000,000	2.62
青柳 和洋	東京都世田谷区	1,782,000	2.33
モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社	東京都千代田区大手町1丁目9番7号大手町フィナンシャルシティサウスタワー	1,503,372	1.97
川端 篤	三重県松阪市	1,400,000	1.83
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	1,347,077	1.76
株式会社Sun Asterisk	東京都千代田区大手町1-6-1大手町ビルB1	1,000,000	1.31
福良 伴昭	徳島県徳島市	960,000	1.25
計	-	27,473,049	36.05

(注) 1. 上記のほか当社所有の自己株式641,617株があります。

2. INTERACTIVE BROKERS LLCは、2025年12月23日に当社が第三者割当増資のために発行した株式を引き受けたULTIMATE CLASSIC INVESTMENT LLCの株式をその指示により保有しているため、主要株主になっております。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2025年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 641,600	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 76,162,600	761,626	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 28,000	-	-
発行済株式総数	76,832,200	-	-
総株主の議決権	-	761,626	-

【自己株式等】

2025年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) K L a b株式会社	東京都港区六本木6丁目10-1	641,600	-	641,600	0.83
計	-	641,600	-	641,600	0.83

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	12	1
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 当期間における取得自己株式には、2026年3月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(千円)	株式数(株)	処分価額の総額(千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
保有自己株式数	641,617	-	641,617	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、2026年3月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社の剰余金の配当に関しましては、内部留保とのバランスを保ちながら、安定性の高い収益の増加に連動した配当の実施を基本方針としております。

当社は、定款第35条に基づき、会社法第459条第1項各号の剰余金の配当等の決定機関を取締役会としております。

当事業年度の期末配当につきましては、今後の事業展開や企業体質の一層の強化等のため、実施いたしません。

今後の利益還元につきましては、当社経営状況等を勘案したうえで実施を検討して参ります。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

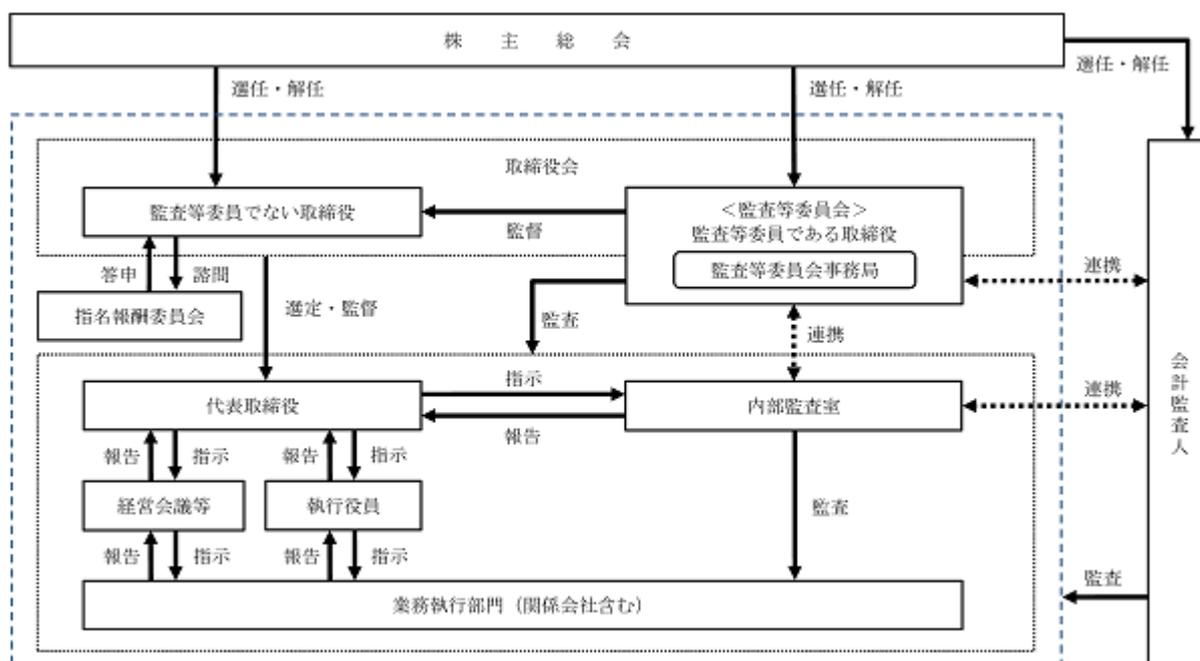
当社では、コーポレート・ガバナンスの目的について、株主、取引先、従業員、更には利用者、地域社会などのステークホルダーとの信頼と期待に応え、企業価値を高めるべく、経営の効率化を図るとともに健全性・透明性を確保することにあると考えております。かかる目的を達するためには、役員の選任、報酬の決定、経営の監視、コンプライアンスの実施等により、経営に対する監督並びに監査等が実効的に行われることが肝要であり、当社は、コーポレート・ガバナンスの強化・充実に係るについて、経営上の最重要課題の一つと位置づけております。

会社の企業統治の体制

A．会社の機関の基本説明

当社は、取締役会設置会社であり、かつ監査等委員会設置会社であります。併せて代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、経営に対する監督の強化を図るとともに、執行役員制度を導入して、経営の効率化・迅速化を図っております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制は以下の図のとおりであります。



．取締役及び取締役会

当社の取締役会は、監査等委員でない取締役及び監査等委員である取締役の全員（社外取締役を含みます）で構成され、代表取締役社長を議長として、毎月1回開催される定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催し、決議事項及び経営方針等の意思決定を行い、重要な業務執行の一部を委任した取締役（監査等委員であるものを除く。）の業務執行状況並びに執行役員の選任及び業務執行状況について監督を行っております。

当事業年度において、当社は、取締役会を合計12回開催しており、個々の取締役の出席状況については、次のとおりであります。

氏名	出席回数
真田 哲弥	12回
五十嵐 洋介	12回
高田 和幸	12回
中根 良樹	12回
井上 昌治	12回
松本 浩介	12回
吉川 友貞	12回

(具体的な検討内容)

- ・各取締役の業務執行及び各子会社の状況報告及び審議
- ・予算の審議及び進捗に応じた経営上の課題に関する審議
- ・内部統制システムの運用状況の報告等と審議
- ・株主総会に関する重要事項等の審議
- ・その他経営上の重要事項に関する審議

・業務執行取締役会議

当社の取締役会は、迅速な意思決定と適切な業務執行のため、重要な業務執行の一部にかかる権限を取締役（監査等委員であるものを除く。）に委譲しております。当該委譲を受けた事項のうち、重要な事項について取締役が決定するにあたり、予め業務執行取締役の全員で構成され、代表取締役社長を議長とする業務執行取締役会議の審議を経たうえで決定することとしており、適切な監督・牽制が機能する仕組みとなっております。

・経営会議

当社では、毎週1回、原則として常勤取締役及び執行役員で構成され、代表取締役社長を議長とする経営会議を開催しております。経営会議では、取締役会からの委嘱事項及び経営上の重要な事項に関する審議を行っており、取締役会への付議議案についての意思決定プロセスの明確化及び透明性の確保を図っております。

・執行役員制度

当社では権限委譲による意思決定の迅速化を図り、経営の効率性を高めるため執行役員制度を導入しております。執行役員は、取締役会及び経営会議で決定した方針のもと、与えられた権限の範囲内で担当業務の意思決定及び業務執行を行っております。

・監査等委員会

当社の監査等委員会は、監査等委員である取締役の全員で構成され、議長を監査等委員長としております。なお、監査等委員である取締役全員が社外取締役であります。

監査等委員である取締役は、取締役会その他社内会議に出席し、取締役の職務執行について適宜意見を述べております。監査等委員である取締役は、監査計画に基づき監査を実施し、監査等委員会を定期的に開催する他、必要に応じて臨時監査等委員会を開催しております。法令、定款及び当社監査等委員会規程に基づき重要事項の決議及び業務の進捗報告等を行っております。

また内部監査室及び会計監査人と定期的に会合を開催することにより、監査に必要な情報の共有化を図っております。

なお、監査等委員である取締役の井上昌治氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有しております。

当社は、2026年3月27日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として「監査等委員である取締役4名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決されれば、村上寛氏、山口要介氏及び上田健二氏も監査等委員である取締役に就任する予定となっております。このうち村上寛氏及び山口要介氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有しております。

・指名報酬委員会

当社は、取締役の指名及び報酬を決定する過程において、取締役会の諮問機関として、取締役社長及び監査等委員全員を構成員とし、取締役社長を議長とする指名報酬委員会を設置しております。なお、指名報酬委員会の構成員は独立社外取締役が過半数を占めるものとし、議長が必要と認める場合は、かかる範囲に限り、議長が指名した者を構成員に追加することができるものとなっております。

これは、監査等委員会に監査等委員以外の取締役の選解任・報酬等について、株主総会での意見陳述権（会社法第342条の2第4項、同第361条第6項）が与えられていることに鑑み、業務執行者に対する監督機能の強化を図るものであります。

当事業年度において、当社は、指名報酬委員会を合計2回開催しており、個々の構成員の出席状況については、次のとおりであります。

氏名	出席回数
真田 哲弥	2回
井上 昌治	2回
松本 浩介	2回
吉川 友貞	2回

(具体的な検討内容)

- ・ 監査等委員でない取締役にかかる指名及び評価に関する事項並びに答申内容の審議
- ・ 監査等委員でない取締役にかかる報酬に関する事項及びその答申内容の審議

上記各機関の構成員の具体的な役職及び氏名については、「4.コーポレート・ガバナンスの状況等 (2) 役員の状況 役員一覧A.」に記載のとおりです。

また、当社は、2026年3月27日開催予定の定時株主総会の議案(決議事項)として「監査等委員でない取締役7名選任の件」及び「監査等委員である取締役4名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決された場合において、設置する機関の名称、目的、権限及び構成員にかかる上記記載について変更は予定しておりませんが、各機関の構成員の具体的な役職及び氏名については「4.コーポレート・ガバナンスの状況等 (2) 役員の状況 役員一覧B.」に記載のとおりとなる予定であります。

B. 上記会社の企業統治の体制を採用する理由

取締役会における議決権を有する監査等委員である取締役により取締役会の監督機能を一層強化するとともに、重要な業務執行の決定の全部又は一部を取締役へ委任することにより、迅速な意思決定を実現することを目的として、当社は監査等委員会設置会社の体制を選択しております。

提出会社の企業統治に関するその他の事項

A. 内部統制システムの整備の状況

当社では、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のように業務の適正性を確保するための体制整備の基本方針として、内部統制システムの基本方針を定めております。この方針は、2006年5月17日に取締役会にて制定し、その後2008年9月17日、2009年8月19日、2010年8月31日、2015年6月24日及び2016年3月26日開催の取締役会においてその一部を改定し、システム充実に向けた取り組みを進めております。

- ・ 当社取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- イ) コンプライアンス規程その他の社内規程に基づき、法令等遵守の意識のもと適正な業務執行が行われるべく、教育及び啓発を行い、その執行を徹底及び監督し、問題があった場合には就業規則等に則り適正に処分する。
- ロ) 内部通報規程その他の社内規程に基づき、業務執行に係るコンプライアンス違反及びそのおそれに関して通報及び相談を受け付けるための内部通報制度を適正に運用する。
- ハ) 業務執行に関する法令及び定款への適合性に関しては、内部監査、監査等委員会監査、会計監査人監査等の実施により確認する。その結果は、被監査部門にフィードバックされるとともに、取締役会及び監査等委員会に報告する。また、必要かつ適正な是正処置を行うものとする。
- ニ) 業務執行の適正を確保するために、反社会的勢力及び団体からの不当な要求には民事及び刑事の両面から法的対応を行うとともに、反社会的勢力及び団体への資金提供は絶対に行わない。

・ 当社取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役及び執行役員の職務執行に係る取締役会及び経営会議等の重要会議体(以下、「重要会議体等」という。)の議事録等の情報は、法令及び社内規程に基づき文書(電磁的媒体によるものも含む)によって適正に作成、保存及び管理し、保存期間中は必要に応じて取締役、会計監査人等が閲覧、謄写可能な状態とする。必要に応じ運用状況の検証、社内規程等の見直しを行い、運用状況等について定期的に取締役会に対し報告を行う。

・ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ) 事業上のリスク管理に関する基本方針や体制を定めた規程を策定し、当該規程に基づくリスク管理体制を構築、運用する。
- ロ) 事業上のリスクとして、コンプライアンスリスク、情報システムリスク、信用リスク等を認識し、個々のリスクに対応する社内規程及びマニュアルの整備、見直しを行う。
- ハ) 事業活動上の重大な事態が発生した場合には、対策本部を設置し迅速な対応を行い、被害及び損失の拡大を防止し、これを最小限にとどめるための体制を整備する。
- ニ) 内部監査規程に基づき、計画的な内部監査を実施し、法令又は定款の違反その他の事由に基づき損失の危険のある事項が発見された場合には、取締役社長に適切に報告を行うとともに、当該事項の是正措置の実施状況に関してフォローアップを行う。
- ホ) 社会の秩序や安全、企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対して、ステークホルダーの信頼を損なうことのないよう、毅然とした姿勢をもって臨み、反社会的勢力及び団体とは一切の関係を遮断する。反社会的勢力及び団体の不当な要求から取締役、使用人その他関係者の安全を確保するとともに、反社会的勢力及び団体による被害の防止のための措置を行う。

・ 当社取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ) 取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員に権限委譲を行い、事業運営に関する迅速な意思決定及び適切な業務執行の監督を行う。取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員は、取締役会で定める業務担当事項に基づき、機動的かつ効率的な業務執行を行う。
- ロ) 取締役社長、常勤取締役及び執行役員により構成される経営会議において、会社経営と業務執行に関する重要事項を審議し、経営機能の強化に努める。
- ハ) 業務執行に関する責任者及びその責任範囲、執行手続きの詳細については、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程その他の社内規則に定めるところによる。

・ 当社及び子会社から成る企業集団（以下、「当社グループ」という。）における業務の適正を確保するための体制

- 当社は、関係会社管理規程に基づき、主要な子会社及び主要な関係会社に対する適切な経営管理を行うとともに、必要に応じて指導、支援及びモニタリングを行う。
- イ) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の親会社への報告に関する体制
子会社における重要事項については、関係会社管理規程に基づき、予め当社の承認を得る。また、関係会社管理規程に基づき、重要事項その他の職務執行状況は、適宜、取締役会、重要会議体等へ報告する。
- ロ) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、子会社の事業を取り巻く様々なリスクの顕在化の未然防止又は最小化のために、適切な会議等を必要に応じ開催し、リスクの把握及び適切な対策を講じる。
- ハ) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、子会社の機関設計及び業務執行体制につき、子会社の事業、規模、当社グループ内における位置付け等を勘案の上、定期的に見直し、効率的にその業務が執行される体制が構築されるよう、監督する。
- ニ) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
コンプライアンス規程その他の社内規程に基づき、子会社における業務活動が法令等遵守の意識のもと行われる体制とする。

・ 財務報告の信頼性を確保するための体制

- イ) 当社は、透明で公正な経営姿勢を貫き、信頼性のある財務報告を作成するために、財務報告に係る内部統制が有効に機能するための体制の構築、整備及び運用を行う。
- ロ) 財務報告における不正や誤謬が発生するリスクを管理し、業務執行の適正化を推進するとともに、財務報告に係る社内規程の適切な整備及び運用を行う。
- ハ) 財務報告に係る内部統制の仕組みが適正かつ有効に機能することを継続的に監視及び評価し、不備があれば必要な改善及び是正を行うとともに、関係法令との適合性を確保する。

・ イ) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人（補助使用人）に関する事項並びに監査等委員会

の職務を補助すべき取締役及び補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項及び当該取締役及び補助使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項
監査等委員会が必要とした場合、取締役会は、監査等委員会と協議のうえ、監査等委員会の職務を補助する使用人を合理的な範囲で配置するものとする。

当該使用人の任命、異動、評価、懲戒、賃金等の改定に関しては、監査等委員会の意見を尊重した上で行うものとする。また、当該使用人の監査等委員会の職務の補助における指揮命令権は、監査等委員会が有するものとし、当該使用人の監査等委員でない取締役からの独立性を確保するものとする。

ロ）取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

監査等委員でない取締役及び執行役員その他の使用人は、法令若しくは定款の違反行為、不正行為、その他当社の業務又は業績に影響を与える重要な事実に関して、これを発見したときは、監査等委員会に都度報告する。なお、監査等委員会は、いつでも必要に応じて監査等委員でない取締役及び執行役員その他の使用人に対して報告を求めることができる。

内部監査及び内部通報制度の運用状況及び結果に関しては、内部監査担当部門は、監査等委員会に対して報告を行う。

ハ）子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制

子会社の取締役及び使用人は、法令及び規程に定められた事項の他、子会社の監査役から報告を求められた事項について速やかに子会社の監査役及び監査等委員会に報告するとともに、当社の関係会社管理部門に報告する。

当社の関係会社管理部門は、子会社の取締役又は使用人から法令及び規程に定められた事項の他、子会社の監査役から報告を求められた事項について報告を受けた場合には、速やかに監査等委員会にその内容を報告する。

ニ）前2号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

内部通報規程に基づき、当社グループは、監査等委員会への報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止するとともに、その旨を当社及び当社グループの取締役及び使用人に周知徹底する。

ホ）監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理にかかる方針に関する事項

当社は、監査等委員が職務の執行について生ずる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査等委員の職務の執行について生じたものではないことを証明できる場合を除き、これに応じる。

ヘ）その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、会計監査人、内部監査担当部門、子会社の監査役等と情報交換に努め、連携して当社及び子会社の監査の実効性を確保するものとする。

監査等委員は、重要会議等に出席し意見を述べることができるとともに、その議事録を閲覧、謄写することができる。

取締役社長と監査等委員会との定期的な会議を開催し、意見及び情報の交換を行える体制とする。

B．リスク管理体制の整備の状況

当社は、リスク管理体制を構築し、企業コンプライアンスを実現するために、会社組織や業務に係る各種規程を整備し、その適正な運用を行ってまいりました。特に内部牽制が組織全体にわたって機能するよう、社内規程、マニュアルに沿った運用の徹底に力を注いでおります。

また経営を取り巻く各種リスクについては、適時に見直しを行ない、対応策を検討実施し、取組み状況をチェックしております。

C．提出会社の子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社は、関係会社管理規程に基づき、主要な子会社及び主要な関係会社に対する適切な経営管理を行うとともに、適宜報告を受け、必要に応じて指導、支援及びモニタリングを行うとともに、適時に見直しを行い、改善策を検討実施することにより、子会社の業務の適正を確保するための体制の維持、向上に努めております。

責任限定契約の内容の概要

当社は、社外役員を含む非業務執行取締役として有用な人材を迎え、また、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、非業務執行取締役との間で、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、その契約の概要は次のとおりであります。

契約内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができます。ただし、善意・無重過失である場合に限り、かつ会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とします。

役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

A．被保険者の範囲

当社及び子会社の役員、管理職従業員、役員と共同被告となった従業員、雇用に関連する不当な行為により損害賠償請求を受けた従業員、これらの法定代理人等、配偶者等及び相続人等であります。

B．保険契約の内容の概要

被保険者がその地位に基づいて行った不当な行為に起因した損害賠償請求がなされた場合に、当社又は被保険者が負担することとなる損害賠償金、防御費用、調査対応費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。

また、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の背信行為、犯罪行為、詐欺的な行為(不作為を含む)又は法令に違反することを認識しながら行った行為等に起因する又は関連する損害賠償請求又は調査に係る損害等については填補の対象外としております。なお、保険料はすべて当社が負担しております。

取締役の定数

当社の監査等委員でない取締役は3名以上、監査等委員である取締役は3名以上とする旨を定款で定めております。

取締役の選解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、また、その選任決議は累積投票によらない旨、定款で定めております。また当社は、取締役の解任決議について、監査等委員でない取締役及び監査等委員である取締役のいずれにおいても、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨、定款で定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨、定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

株主総会決議事項を取締役会で決議することができるとした事項

剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める旨、定款で定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、機動的な資本政策及び配当政策を図るためであります。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

A . 2026年3月26日（有価証券報告書提出日）現在の当社の役員の状況は以下のとおりです。

男性7名 女性 名 （役員のうち女性の比率 %）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長 CEO	真 田 哲 弥	1964年9月10日生	1998年9月 (株)サイバードを設立取締役副社長 2000年8月 当社を設立 代表取締役会長 2001年3月 当社代表取締役社長 2009年9月 当社執行役員(現任) 2009年12月 KLabGames(株)代表取締役社長 2018年3月 当社代表取締役会長兼社長 2019年3月 当社取締役会長 2022年4月 (株)BLOCKSMITH&Co. 代表取締役社長 (現任) 2025年3月 当社代表取締役社長CEO(現任)	(注) 3	2,340,300 (注) 1
取締役	五十嵐 洋 介	1973年10月13日生	2000年2月 ヴィジョンアーツ(株)(現ソニーグ ローバルソリューションズ(株))入社 2003年8月 当社入社 2005年6月 当社取締役 2009年9月 当社執行役員COO 2012年9月 当社取締役副社長COO 2012年11月 可来軟件开発(上海)有限公司 董事長 2018年3月 当社代表取締役副社長COO 2019年3月 当社代表取締役副会長 2019年3月 可来軟件开発(上海)有限公司 董事 2025年3月 当社取締役(現任) 2025年7月 可来軟件开発(上海)有限公司 董事長(現任)	(注) 3	201,000
取締役 CFO	高 田 和 幸	1978年8月20日生	2008年6月 ベリングポイント(株)(現PwC コンサルティング(合))入社 2010年9月 当社入社 2012年4月 当社経営管理部長(現任) 2012年9月 当社執行役員(現任) 2014年3月 当社取締役経営管理部長兼IR室長 2015年3月 当社常務取締役CFO 2019年3月 当社専務取締役CFO 2025年3月 当社取締役CFO(現任)	(注) 3	114,600
取締役	中 根 良 樹	1975年3月10日生	1999年4月 日本電信電話(株)入社 2005年4月 当社入社 2009年9月 当社執行役員(現任) 2010年9月 当社第1開発部長 2013年4月 当社開発本部長 2013年8月 当社スタジオマネジメント部長 2014年4月 当社品質管理部長 2016年6月 当社クリエイティブ部長 2019年3月 当社取締役(現任)	(注) 3	88,600

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役 (監査等委員)	井上昌治 (注) 2	1961年7月29日生	1984年4月 2000年4月 2008年4月 2009年9月 2013年11月 2014年1月 2015年1月 2016年3月 2016年4月 2017年7月 2017年11月	(株)住友銀行(現(株)三井住友銀行)入行 弁護士登録(現職) 当社社外監査役 弁護士法人マーキュリー・ジェネラル入所(現職) ピアメカニクス(株)社外取締役 (株)ソルプラス社外取締役 プリモ・ジャパン(株)社外取締役 当社取締役(監査等委員)(現任) (株)SKIYAKI(現 スペースシャワー SKIYAKIホールディングス(株))社外 取締役(監査等委員)(現任) (株)ザッパラス社外取締役 アララ(株)(現 ベイクラウドホール ディングス(株))社外取締役(監査等委 員)(現任)	(注) 4	15,200
取締役 (監査等委員)	松本浩介 (注) 2	1967年6月2日生	1998年6月 1999年3月 2004年7月 2011年6月 2016年3月 2016年5月 2017年5月 2018年6月 2018年6月 2019年3月 2020年1月	時刻表情報サービス(株)取締役 同社代表取締役 (株)ザッパラス取締役 (株)enish取締役 当社取締役(監査等委員)(現任) (株)スタジオアタオ社外取締役 同社社外取締役(監査等委員)(現任) (株)サイバー・バズ社外取締役(現任) (株)キッズライン社外取締役(現任) ピクスタ(株)社外取締役(監査等委員) (現任) (株)ジグザグ社外取締役(現任)	(注) 4	2,700
取締役 (監査等委員)	吉川友貞 (注) 2	1966年11月2日生	1989年4月 1996年7月 1999年5月 2000年5月 2001年6月 2004年6月 2005年4月 2006年9月 2006年10月 2007年6月 2009年6月 2013年6月 2018年3月 2018年12月 2019年12月 2021年8月 2023年9月 2025年10月	東急不動産(株)入社 日本パラメトリック・テクノロジー (株)(現PTCジャパン(株))入社 バブソン大学経営大学院卒業(MBA) (株)サイバード入社 同社取締役 同社取締役副社長 同社取締役兼執行役員副社長 (株)JIMOS取締役 (株)サイバードホールディングス(現 (株)サイバード) 上席執行役員 大幸薬品(株)取締役財務本部長 同社常務取締役財務本部長 同社専務取締役 当社取締役(監査等委員)(現任) (株)エスユーエス取締役 同社取締役副社長(現任) プライムロード(株)代表取締役社長 (現任) (株)テー・オー・ダブリュー社外取締 役(監査等委員)(現任) NSグループ(株)社外取締役(監査等委 員)(現任)	(注) 4	-
計						2,762,400

- (注) 1. 監査等委員でない取締役真田哲弥氏の所有株式数は、同氏の資産管理会社である株式会社シックスセンツ
ホールディングスが保有する株式を含めて記載しております。
2. 取締役 井上昌治、松本浩介及び吉川友貞の各氏は、社外取締役であります。
3. 監査等委員でない取締役の任期は、2025年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 監査等委員である取締役の任期は、2025年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
5. 当社は、監査等委員会設置会社であります。監査等委員会の体制は、次のとおりであります。
委員長 井上昌治 委員 松本浩介 委員 吉川友貞
6. 当社は、監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠
の監査等委員である取締役1名を選任しております。補欠の監査等委員である取締役の略歴は次のとおり
あります。

氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
山口 仁美	1971年6月8日生	1999年4月 2005年6月 2009年9月 2009年11月 2011年9月 2015年3月	江田公認会計士会計事務所入社 当社入社 当社執行役員 当社取締役 当社取締役財務管理部長CFO 当社取締役財務管理部長CFO退任	(注)7	5,000

7. 補欠の監査等委員である取締役の選任の効力は、2025年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
8. 当社では、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能の分離及び迅速な業務執行を行うため、執行役員制度を導入しております。
執行役員は以下のとおりであります（取締役兼務者を除く）。

役名	担当部門	氏名
執行役員	KLabGames事業本部	畑山 誠
執行役員	KLabGames事業本部	藤好 俊
執行役員	財務管理部	柳川 俊幸
専門執行役員	クラボラトリー エンジニアリング本部	埴 与志夫
執行役員	GPU AI クラウド事業部	井上 克彦

B. 2026年3月27日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、「監査等委員でない取締役7名選任の件」及び「監査等委員である取締役4名選任の件」を上程しており、当該決議が承認可決されますと、当社の役員の状況及びその任期は、以下のとおりとなる予定です。なお、役員の役職等については、当該定時株主総会の直後に開催が予定される取締役会の決議の内容（役職等）を含めて記載しています。

男性11名 女性 名 （役員のうち女性の比率 %）

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長 CEO	真田 哲弥	1964年9月10日生	1998年9月 2000年8月 2001年3月 2009年9月 2009年12月 2018年3月 2019年3月 2022年4月 2025年3月	(株)サイバードを設立取締役副社長 当社を設立 代表取締役会長 当社代表取締役社長 当社執行役員(現任) KLabGames(株)代表取締役社長 当社代表取締役会長兼社長 当社取締役会長 (株)BLOCKSMITH&Co. 代表取締役社長 (現任) 当社代表取締役社長CEO(現任)	(注)3	2,340,300 (注)1
取締役	五十嵐 洋介	1973年10月13日生	2000年2月 2003年8月 2005年6月 2009年9月 2012年9月 2012年11月 2018年3月 2019年3月 2019年3月 2025年3月 2025年7月	ヴィジョンアーツ(株)(現ソニーグローバルソリューションズ(株))入社 当社入社 当社取締役 当社執行役員COO 当社取締役副社長COO 可来軟件开发(上海)有限公司 董事長 当社代表取締役副社長COO 当社代表取締役副会長 可来軟件开发(上海)有限公司 董事 当社取締役(現任) 可来軟件开发(上海)有限公司 董事長(現任)	(注)3	201,000

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役 CFO	高田 和幸	1978年8月20日生	2008年6月 2010年9月 2012年4月 2012年9月 2014年3月 2015年3月 2019年3月 2025年3月	ベリングポイント㈱(現PwC コンサルティング(合))入社 当社入社 当社経営管理部長(現任) 当社執行役員(現任) 当社取締役経営管理部長兼IR室長 当社常務取締役CFO 当社専務取締役CFO 当社取締役CFO(現任)	(注)3	114,600
取締役	中根 良樹	1975年3月10日生	1999年4月 2005年4月 2009年9月 2010年9月 2013年4月 2013年8月 2014年4月 2016年6月 2019年3月	日本電信電話㈱入社 当社入社 当社執行役員(現任) 当社第1開発部長 当社開発本部長 当社スタジオマネジメント部長 当社品質管理部長 当社クリエイティブ部長 当社取締役(現任)	(注)3	88,600
取締役	原田 隆介	1986年2月13日生	2010年3月 2012年6月 2015年1月 2026年3月	FinEdge Financial Services入社 PayWave Digital Bank入社 NovaPay Technologies入社 当社取締役(現任)	(注)3	-
取締役	シェイク・サレム・カリード・フマイド・モハメド・アル・カシミ (注)2	1981年1月6日生	2008年1月 2026年3月	アラブ首長国連邦政府内務省警察庁 入庁(現任) 当社社外取締役(現任)	(注)3	-
取締役	山田 親太郎 (注)2	1986年7月10日生	2006年7月 2007年7月 2018年7月 2020年11月 2021年3月 2026年3月	モデルとして芸能活動を開始 俳優として活動 ㈱ナハト設立 取締役(現任) ㈱SHIP代表取締役(現任) ㈱genuinely設立 代表取締役(現任) 当社社外取締役(現任)	(注)3	10,700
取締役 (監査等委員)	井上 昌治 (注)2	1961年7月29日生	1984年4月 2000年4月 2008年4月 2009年9月 2013年11月 2014年1月 2015年1月 2016年3月 2016年4月 2017年7月 2017年11月	㈱住友銀行(現㈱三井住友銀行)入行 弁護士登録(現職) 当社社外監査役 弁護士法人マーキュリー・ジェネラル 入所(現職) ピアメカニクス㈱社外取締役 ㈱ソルプラス社外取締役 プリモ・ジャパン㈱社外取締役 当社取締役(監査等委員)(現任) ㈱SKIYAKI(現スペースシャワー SKIYAKIホールディングス㈱)社外 取締役(監査等委員)(現任) ㈱ザッパラス社外取締役 アララ㈱(現ベイククラウドホール ディングス㈱)社外取締役(監査等 委員)(現任)	(注)4	15,200

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (監査等委員)	村上 寛 (注) 2	1969年10月11日生	1992年4月 東レ㈱入社 1996年10月 阿部・井窪・片山法律事務所入所 第一東京弁護士会所属 (1996年登録 48期) 2002年8月 Pills bury Winthrop(New York) (現 ビルズベリーウィンスロップ ショウビットマン総合法律事務所) 入所 2003年8月 ニューヨーク州弁護士(2003年登録) 弁護士法人大江橋法律事務所入所 (現任) 2015年6月 あんしん保証㈱社外取締役(監査等 委員)(現任) 2026年3月 当社取締役(監査等委員)(現任)	(注) 4	-
取締役 (監査等委員)	山口 要 介 (注) 2	1979年3月26日生	2007年9月 北浜法律事務所・外国法共同事業入 所 2011年7月 ㈱大阪証券取引所(現日本取引所自 主規制法人)出向 2016年8月 岩谷・村本・山口法律事務所共同 パートナー(現任) 2018年12月 クリングルファーマ㈱社外監査役 (現任) 2020年4月 akippa㈱社外監査役(現任) 2021年12月 ㈱フィットクルー社外監査役 2022年7月 ㈱センターモバイル社外監査役 2026年3月 当社取締役(監査等委員)(現任)	(注) 4	-
取締役 (監査等委員)	上 田 健 二 (注) 2	1983年12月14日生	2002年4月 株式会社社宝不動産 入社 2011年4月 寝屋川市議会議員 2015年4月 大阪府議会議員(現任) 2026年3月 当社取締役(監査等委員)(現任)	(注) 4	-
計					2,770,400

- (注) 1. 監査等委員でない取締役真田哲弥氏の所有株式数は、同氏の資産管理会社である株式会社シックスセンツ
ホールディングスが保有する株式を含めて記載しております。
2. 取締役 シェイク・サレム・カリード・フマイド・モハメド・アル・カシミ(以下「シェイク・サレム」と
いいます。)、山田親太郎、井上昌治、村上寛、山口要介、上田健二の各氏は、社外取締役であります。
3. 監査等委員でない取締役の任期は、2026年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 監査等委員である取締役の任期は、2027年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
5. 当社は、監査等委員会設置会社であります。監査等委員会の体制は、次のとおりであります。
委員長 井上昌治 委員 村上寛 委員 山口要介 委員 上田健二

社外取締役の状況及び選任状況に関する考え方

A. 2026年3月26日(有価証券報告書提出日)現在において、当社は社外取締役を3名選任しております。また
社外取締役は全員が監査等委員であります。

当社は、社外取締役を選任することで経営への監督機能を強化しております。コーポレート・ガバナンスに
おいて、社外からの客観的かつ中立な立場での経営監督機能が重要であると考えており、社外取締役は取締役
会に出席し、第三者の立場で提言を行い、定期的に監査を実施することによって、外部からの経営監督機能の
実効性を十分に確保しており、現在の社外取締役の選任状況は当社の企業統治において十分であると考えてお
ります。

社外取締役井上昌治氏は、当社の社外監査役(監査等委員)を10年務め、弁護士としての専門的見地及び当
社と関係の深いIT業界に関する知識と企業活動に関する豊富な見識を有しております。その深い知見に基づく
助言、業務執行者から独立した客観的立場で会社経営を監督する役割を期待し、選任しております。また、弁
護士、スペースシャワーSKIYAKIホールディングス(株)社外取締役(監査等委員)、ペイククラウドホールディ
ングス(株)社外取締役(監査等委員)を兼務しておりますが、当該法人等と当社との間には特別の取引関係はあり
ません。

社外取締役松本浩介氏は、当社の社外取締役(監査等委員)を10年務め、長年インターネット企業の管理部
門の要職を歴任し、当該企業の上場に尽力した幅広い知識と豊富な経験を有しております。その深い知見に基
づく助言、業務執行者から独立した客観的立場で会社経営を監督する役割を期待し、選任しております。ま
た、ピクスタ(株)社外取締役(監査等委員)、(株)スタジオアタオ社外取締役(監査等委員)、(株)サイバー・バズ
社外取締役、(株)キッズライン社外取締役及び(株)ジグザグ社外取締役を兼務しておりますが、当該法人等と当社

との間には特別の取引関係はありません。

社外取締役吉川友貞氏は、当社の社外取締役（監査等委員）を8年務め、長年インターネット企業及び製薬会社の管理部門の要職を歴任し、当該企業の上場に尽力した幅広い知識と豊富な経験を有しており、その深い知見に基づく助言、業務執行者から独立した客観的立場で会社経営を監督する役割を期待し、選任しております。また、(株)エスユーエス取締役副社長、プライムロード(株)代表取締役社長、NSグループ(株)社外取締役(監査等委員)、(株)テー・オー・ダブリュー社外取締役(監査等委員)を兼務しておりますが、当該法人等と当社との間には特別の取引関係はありません。

また、社外取締役である井上昌治氏、松本浩介氏及び吉川友貞氏と当社との間には、人的関係、資本的關係又は取引関係その他利害関係はありません。

なお、当社は社外取締役である井上昌治氏、松本浩介氏及び吉川友貞氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。当社における社外取締役を選任するための独立性に関する基準は、他の取締役及び当社と特段の利害関係を有せず、独立した立場であり、一般株主との利益相反が生じるおそれがないこと等、会社法及び(株)東京証券取引所が定める独立性基準を、当社の独立性判断基準として定めております。

B. 2026年3月27日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、「監査等委員でない取締役7名選任の件」及び「監査等委員である取締役4名選任の件」を上程しており、当該決議が承認可決されますと、社外取締役は6名（監査等委員でない取締役が2名、監査等委員である取締役が4名）となり、次のとおりとなる予定であります。

社外取締役シェイク・サレム氏は、アラブ首長国連邦カシム家ロイヤルファミリーの殿下であり、当社のアラブ首長国連邦を始めとした中東戦略において、重要な役割を果たすことが期待できるため選任しております。また、アラブ首長国連邦政府内務省警察庁職員を兼任しておりますが、当該法人等と当社の間には特別の取引関係はありません。

社外取締役山田親太郎氏は、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）マーケティングの会社を創業し、インターネット及びSNSでのマーケティングにおいて豊富な事業経験及び幅広い知識を有しております。当社のゲーム事業及び新規事業におけるマーケティング戦略のアドバイザーとしての役割を果たすことが期待できることから、選任しております。また、(株)ナハト取締役、(株)SHIP代表取締役及び(株)genuInely代表取締役を兼任しておりますが、当該法人等と当社の間には特別の取引関係はありません。

社外取締役井上昌治氏は、当社の社外監査役（監査等委員）を10年務め、弁護士としての専門的見地及び当社と関係の深いIT業界に関する知識と企業活動に関する豊富な見識を有しております。その深い知見に基づく助言、業務執行者から独立した客観的立場で会社経営を監督する役割を期待し、選任しております。また、弁護士、スペースシャワーSKIYAKIホールディングス(株)社外取締役（監査等委員）、ペイクラウドホールディングス(株)社外取締役（監査等委員）を兼務しておりますが、当該法人等と当社との間には特別の取引関係はありません。

社外取締役村上寛氏は、上場企業の社外取締役（監査等委員）を10年務め、弁護士としての専門的見地及び企業活動に関する豊富な見識を有しております。その深い知見に基づく助言、業務執行者から独立した客観的立場で会社経営を監督する役割を期待し、選任しております。また、弁護士及びあんしん保証(株)社外取締役（監査等委員）を兼任しておりますが、当該法人等と当社の間には特別の取引関係はありません。

社外取締役山口要介氏は、上場企業を含む複数の企業の社外取締役（監査等委員）及び監査役を務め、弁護士としての専門的見地及び企業活動に関する豊富な見識を有しております。その深い知見に基づく助言、業務執行者から独立した客観的立場で会社経営を監督する役割を期待し、選任しております。また、弁護士、クリングルファーム(株)社外監査役及びakippa(株)社外監査役を兼任しておりますが、当該法人等と当社の間には特別の取引関係はありません。

社外取締役上田健二氏は、市議会議員及び府議会議員を10年以上務め、大阪府議会議員としての政策及び法制度の専門的見地及び企業活動に関する豊富な見識を有しております。その深い知見に基づく助言、業務執行者から独立した客観的立場で会社経営を監督する役割を期待し、選任しております。また、大阪府議会議員を兼任しておりますが、当該法人等と当社の間には特別の取引関係はありません。

また上記の各氏と当社との間には、人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害関係はありません。

当社は、上記の各氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

当社の社外取締役3名は、全員が監査等委員である取締役であり、監査等委員会を構成しております。なお、2026年3月27日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、「監査等委員でない取締役7名選任の件」及び「監査等委員である取締役4名選任の件」を上程しており、当該決議が承認可決されますと、社外取締役は6名（監査等委員でない取締役が2名、監査等委員である取締役が4名）となります。

監査等委員会、内部監査室及び会計監査人の相互連携については、内部監査の状況を監査等委員会や会計監査人に報告し、情報を共有化することとしております。また、監査等委員会と会計監査人との間で、四半期毎に定期的及び随時監査に係る会議を開催し、主要勘定、現在の会計処理を適確に把握するとともに、会計監査人の実施した監査結果については、監査等委員会及び内部監査担当者へ報告されることとなっており、その他の情報交換も行うこととしております。

監査等委員会は、取締役会等への出席を通じ、直接又は間接に、内部監査及び内部統制の報告を受け、必要に応じて意見を述べることにより、監査の実効性を高めることとしております。

(3) 【監査の状況】

監査等委員会監査の状況

当社の監査等委員会監査については、「4.コーポレート・ガバナンスの状況等(1)コーポレート・ガバナンスの概要 会社の企業統治の体制A. 会社の機関の基本説明v. 監査等委員会」に記載のとおりです。

当事業年度における監査等委員会及び各監査等委員の活動状況は次のとおりであり、監査方針や監査計画の策定、内部統制システムの整備・運用状況、会計監査人の監査の方法及び結果の相当性等について主に検討しております。

区 分	氏 名	活 動 状 況
取 締 役 (監査等委員)	井上 昌治	当事業年度に開催された取締役会12回、監査等委員会17回すべてに出席しております。 弁護士としての専門的見地及び当社と関係の深いIT業界に関する知識と企業活動に関する豊富な見識に基づく助言、牽制を期待しており、取締役会においては、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行い、また、監査等委員会においても、同様の見地から適宜、必要な発言を行う等、重要な役割を果たしております。
取 締 役 (監査等委員)	松本 浩介	当事業年度に開催された取締役会12回、監査等委員会17回すべてに出席しております。 IT企業の管理部門の要職を歴任した豊富な経験と幅広い見識に基づく助言、牽制を期待しており、取締役会においては、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行い、また、監査等委員会においても、同様の見地から適宜、必要な発言を行う等、重要な役割を果たしております。
取 締 役 (監査等委員)	吉川 友貞	当事業年度に開催された取締役会12回、監査等委員会17回すべてに出席しております。 IT企業及び製薬企業の管理部門の要職を歴任した豊富な経験と幅広い見識に基づく助言、牽制を期待しており、取締役会においては、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行い、また、監査等委員会においても、同様の見地から適宜、必要な発言を行う等、重要な役割を果たしております。

(注) 上記の取締役会の回数には、書面決議による取締役会の回数を含めておりません。

内部監査の状況

当社では、代表取締役社長直属の内部監査室を設置しており、専任担当者を配置しております。内部監査室は、監査対象からの独立性を確保しながら、代表取締役社長の考え、経営方針、業務指示が適切に社内へ伝達され、浸透しているか確認し、業務全体の効率性と有効性を監査しております。なお、内部監査の実効性を確保するための取組として、発見された事項については、代表取締役社長及び監査等委員である取締役を含むすべての取締役へ直接報告するとともに、業務改善等に向けた具体的な助言・勧告を行っており、内部統制が有効に機能するよう努めております。

監査等委員会、内部監査室及び会計監査人の相互連携については、内部監査の状況を監査等委員会や会計監査人に報告し、情報を共有化することとしております。また、監査等委員会と会計監査人との間で、四半期毎に定期的及び随時監査に係る会議を開催し、主要勘定、現在の会計処理を適確に把握するとともに、会計監査人の実施した監査結果については、監査等委員会及び内部監査担当者へ報告されることとなっており、その他の情報交換も行うこととしております。

監査等委員会は、取締役会等への出席を通じ、直接又は間接に、内部監査及び内部統制の報告を受け、必要に

応じて意見を述べることにより、監査の実効性を高めることとしております。

会計監査の状況

A．監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

B．継続監査期間

2011年以降

C．業務を執行した公認会計士の氏名

公認会計士 定留 尚之

公認会計士 田中 計士

D．会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 7名

その他 15名

E．監査法人の選定方針と理由

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。

当社は、EY新日本有限責任監査法人が、当社の会計監査人としての職務の執行につき、適切かつ妥当に行うことができるものと判断したため選定しております。

F．監査等委員及び監査等委員会による監査法人の評価

監査等委員会は、その独立性及び専門性、監査品質、監査活動の状況、監査報酬水準及び監査報告の相当性等の観点から評価し、EY新日本有限責任監査法人が当社の会計監査人として選任することが適当であると判断しております。

(監査報酬の内容等)

a．監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	50,444	-	46,800	-
連結子会社	-	-	-	-
計	50,444	-	46,800	-

(注) 1．前連結会計年度の提出会社の監査証明業務に基づく報酬について、上記以外に、前々連結会計年度に係る追加報酬4,000千円があります。

2．当連結会計年度の提出会社の監査証明業務に基づく報酬について、上記以外に、前連結会計年度に係る追加報酬3,000千円があります。

b．監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(a．を除く)

該当事項はありません。

c．その他重要な報酬の内容

前連結会計年度

該当事項はありません。

当連結会計年度

該当事項はありません。

d . 監査報酬の決定方針

該当事項はありませんが、当社の監査公認会計士等に対する報酬は、監査日数・業務の内容等を勘案し、監査等委員会の同意のもと適切に決定しております。

e . 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社監査等委員会は、監査法人から説明を受けた当連結会計年度の監査計画に係る監査時間、配員計画から見積もられた報酬額の算出根拠、並びに監査法人との交渉結果について確認し、その合理性及び妥当性につき審議した結果、当社グループの規模及び複雑性に鑑み、監査業務と報酬の対応関係は適切であると判断し、これに同意いたしました。

(4) 【役員の報酬等】

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針(以下「決定方針」という。)に関する事項

A . 決定方針の決定の方法

決定方針は、指名報酬委員会へ諮問したうえで、取締役会の決議により決定することとしております。なお、現在の決定方針は、当該方法に従い、2021年2月19日に制定、2022年2月18日、2024年3月28日及び2026年3月28日に改訂しております。

B . 決定方針の内容の概要

当社の監査等委員でない取締役及び監査等委員である取締役の報酬等については、企業業績と企業価値の継続的な向上を目的として、各取締役の職責及び貢献に見合った報酬体系としております。

具体的には、監査等委員でない取締役の報酬は、基本となる固定報酬(業績連動報酬でない金銭報酬)及び譲渡制限付株式報酬(非金銭報酬)により構成され、監査等委員である取締役の報酬は、その職務の独立性という観点から、業績に関わらず一定となる固定報酬(業績連動報酬でない金銭報酬)としております。

監査等委員でない取締役の固定報酬の総額は、2016年3月26日開催の株主総会決議に基づき、年額5億円以内(うち、社外取締役の報酬額は年額5千万円以内。ただし、使用人兼取締役の使用人分給与は含みません。)とされており、監査等委員でない取締役の譲渡制限付株式報酬の総額は、2018年3月25日開催の株主総会決議に基づき、年額5億円以内とされており、

なお、監査等委員でない取締役の個人別の報酬額の決定においては、固定報酬及び譲渡制限付株式報酬のいずれも、監査等委員全員が構成員となる指名報酬委員会に諮問のうえ、取締役会にて決定することとしております。

・ 取締役の個人別の固定報酬の額又はその算定方法の決定に関する方針

監査等委員でない取締役の固定報酬については、事業年度ごとに、会社業績、職責、貢献内容等を総合的に考慮して適切な額として定めることを方針としております。

監査等委員である取締役の固定報酬については、その職務の独立性という観点から、業績に関わらず一定となるものとし、監査等委員会において監査等委員である取締役の協議のうえ決定することとしております。

・ 譲渡制限付株式報酬の内容、報酬等の額若しくは数又はその算定方法の決定に関する方針

監査等委員でない取締役の譲渡制限付株式報酬については、2018年3月25日開催の株主総会でご承認いただいた譲渡制限付株式報酬の金額(年額5億円以内)及び株式数(年168,000株以内)の枠内で、会社業績にあたる影響並びに各取締役の職責及び貢献内容を総合的に考慮し、当該譲渡制限付株式が有する持続的な企業価値向上のためのインセンティブとして適切と考えられる株数の譲渡制限付株式を付与することを方針としております。2018年3月25日開催の株主総会でご承認をいただいた譲渡制限付株式報酬の内容につきましては、以下のとおりです。

取締役会において、各取締役に対して以下の譲渡制限付株式と引換えにする払込みに充てるための金銭報酬債権の支給を決定し、割り当てる。

払込金額：

1株当たりの払込金額は取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として当該普通株

式を引き受ける対象取締役特に有利な金額とならない範囲で取締役会が決定する。

譲渡制限：

譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた普通株式（以下「本割当株式」という。）の交付日から取締役会が定める地位を退任又は退職するまでの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当株式の譲渡、担保権の設定その他の処分はできない。

譲渡制限の解除：

対象取締役が取締役会が定める期間（以下「役務提供期間」という。）に継続して取締役会が定める地位にあったことを条件に、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が役務提供期間中に当社が正当と認める理由以外の理由により退任又は退職した場合等の一定の事由に該当した場合は、当社は本割当株式を当然に無償で取得する。

組織再編等における取扱い：

上記にかかわらず、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画、その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合は、取締役会の決議により、必要に応じて合理的な調整を行う。

その他の事項：

譲渡制限付株式に関するその他の事項は、取締役会で決定する。

・報酬等の種類毎の取締役個人別の構成割合の決定に関する方針

監査等委員でない取締役の報酬における種類毎の構成割合は、すべての当該取締役において、固定報酬と譲渡制限付株式報酬それぞれのインセンティブとしての性質に応じて適切と考えられる割合を目標として、事業年度ごとに上記A.及びB.の方針に従い決定することを方針としております。

また監査等委員である取締役の報酬は、すべての当該取締役において、その職務の性質から、固定報酬としております。

・報酬等の支払時期又は条件の決定に関する方針

固定報酬は在任中に支給することとし、退職時の支給は行わないことを方針としております。

また、譲渡制限付株式報酬については、その性質上、各取締役に対して割当時にその総数が割り当てられ、退職時又は譲渡制限期間満了時に譲渡制限が解除されることとなります。

C. 当事業年度における監査等委員でない取締役の個別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当社取締役会は、当事業年度における各取締役の個人別の報酬等の内容について、会社業績、職責、貢献内容等を総合的に考慮し、指名報酬委員会の諮問のうえでその答申を勘案して適切な額として定められたことを確認したため、当該方針に沿うものと判断いたしました。

役員の報酬等に関する株主総会決議の内容

当社の役員の報酬額は、2016年3月26日開催の第16回定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）の報酬等の額については、年額500,000千円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まないものとし、またそのうち社外取締役の報酬額は50,000千円以内とします）、監査等委員である取締役の報酬等の額については、年額50,000千円以内と決議されております。なお、当該定時株主総会終結時点における、監査等委員でない取締役の員数は5名（うち社外取締役は0名）、監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役は3名）であります。

また、この限度額とは別枠で、2018年3月25日開催の第18回定時株主総会において、監査等委員でない取締役（社外取締役を除きます。）に対し特定譲渡制限付株式の付与のための報酬支給の限度額として、年額500,000千円以内（これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数は年168,000株以内）と決議されております。なお、当該定時株主総会終結時点における、監査等委員でない取締役の員数は4名であります。

提出会社の役員の報酬等

A．役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数(名)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	
取締役(監査等委員を除く) (社外取締役を除く)	106,357	71,151	-	35,206	5
取締役(監査等委員) (社外取締役を除く)	-	-	-	-	-
社外役員	15,120	15,120	-	-	3

(注) 非金銭報酬として取締役に対して譲渡制限付株式を交付しております。なお当該株式報酬の内容は、上記B．に記載のとおりです。

B．役員ごとの報酬等の総額

1億円以上を支給している役員はおりませんので記載を省略しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る事項

当事業年度において、2025年12月期における各監査等委員でない取締役の個別の固定報酬について、取締役社長が指名報酬委員会に諮問する報酬案を策定し、2025年4月16日、指名報酬委員会において同氏が策定した報酬案について協議し、答申書を提出しました。2025年4月16日、取締役会は、当該答申書の内容を踏まえ、個別の監査等委員でない取締役の報酬を、取締役全員の賛成により決定しました。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、投資株式について、株式の価値の変動又は株式の配当によって利益を受けることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式とし、事業機会の創出及び取引関係その他の企業関係の構築・維持・強化等を通じて当社の中長期的な企業価値の向上に繋げることを目的として保有する株式を純投資目的以外の目的である投資株式に区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a．保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、中長期的な視点で保有することが当社グループの企業価値向上に資すると判断される企業の株式について、政策的に保有することを適宜検討していく方針であります。

当社は、定期的及び適宜に、株式保有先企業との面談、調査等のモニタリングを実施するとともに、当社グループの企業価値向上に引き続き資するものであるか否か、資本コストに見合っているか等の観点に基づき、取締役会において個別銘柄ごとに検証を行い、継続的な保有が不適切であると判断された場合には売却を行い、縮減を図ることとしております。

b．銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	4	150,000
非上場株式以外の株式	1	17,460

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却価 額の合計額(千円)
非上場株式	2	10,380
非上場株式以外の株式	2	2,428,486

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)		
ANYCOLOR株式会社(注)3	3,600	3,600	(保有目的) 投資先が保有するVTuberを活用したプロモーション及び音楽作品制作等に関する協業を行っており、今後の事業展開等を考慮し、安定的かつ良好な関係を維持するため。	無
	17,460	10,137		
株式会社ハピネット	-	194,500	(保有目的) 音楽作品の販売や物販等のゲーム周辺領域に関する取引を行っており、将来的な事業展開等を考慮し、安定的かつ良好な関係を維持するため。	無
	-	934,572		
株式会社バンダイナムコホールディングス	-	236,400	(保有目的) 投資先グループが保有するIPを活用したゲーム開発・運営を行っており、将来的な事業展開等を考慮し、安定的かつ良好な関係を維持するため。	無
	-	893,355		

(注)1. 「-」は、当該銘柄を保有していないことを示しております。

2. 定量的な保有効果については、個別取引等の秘密保持の観点から記載が困難であります。当社は、定期的及び適宜に、株式保有先企業との面談、調査等のモニタリングを実施するとともに、当社グループの企業価値向上に引き続き資するものであるか否か、資本コストに見合っているか等の観点に基づき、取締役会において個別銘柄ごとに検証を行っております。当社は、2026年2月18日開催の取締役会において、上記観点に基づいた検証を行い、その保有の合理性を確認しております。
3. 特定投資株式のANYCOLOR株式会社は、貸借対照表計上額が資本金額の100分の1以下であります。特定投資株式の保有銘柄数が60銘柄以下であるため、全ての特定投資株式について記載しております。

みなし保有株式

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の合計額 (千円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の合計額 (千円)
非上場株式	-	-	-	-
非上場株式以外の株式	12	16,694	21	19,314

区分	当事業年度			
	受取配当金の合計額(千円)	売却損益の合計額(千円)	評価損益の合計額(千円)	
			含み損益	減損処理額
非上場株式	-	-	-	-
非上場株式以外の株式	239	2,598	10,392	-

当事業年度に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの該当事項はありません。

当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2025年1月1日から2025年12月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2025年1月1日から2025年12月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構に加入しております。

また、上記団体が行う各種会計セミナー等に積極的に参加するなど、最新の会計情報の収集に努めております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,605,179	5,214,034
売掛金	1,220,550	1,151,572
前払費用	1,083,366	1,010,849
未収還付法人税等	-	3,246
その他	529,311	760,005
貸倒引当金	37,946	819
流動資産合計	4,400,462	8,138,888
固定資産		
有形固定資産		
建物	157,175	167,027
減価償却累計額	147,935	2,797
建物（純額）	9,239	164,229
その他	717,353	653,237
減価償却累計額	644,763	597,816
その他（純額）	72,589	55,420
有形固定資産合計	81,828	219,650
無形固定資産		
のれん	555,425	-
ソフトウェア	24,748	12,551
ソフトウェア仮勘定	7,226,182	3,150,877
その他	4,731	4,158
無形固定資産合計	7,811,088	3,167,588
投資その他の資産		
投資有価証券	^{1, 2} 2,031,273	² 246,185
出資金	860,359	809,715
繰延税金資産	196,930	399,110
その他	551,415	421,193
貸倒引当金	149,171	129,030
投資その他の資産合計	3,490,807	1,747,174
固定資産合計	11,383,724	5,134,412
資産合計	15,784,187	13,273,301

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	592,556	673,620
短期借入金	¹ 800,000	-
1年内返済予定の長期借入金	773,350	225,596
未払法人税等	69,517	74,768
前受金	1,772,205	1,443,492
賞与引当金	105,920	82,246
その他	571,849	362,755
流動負債合計	4,685,399	2,862,479
固定負債		
その他	727,282	106,686
固定負債合計	727,282	106,686
負債合計	5,412,681	2,969,165
純資産の部		
株主資本		
資本金	6,220,354	8,613,967
資本剰余金	5,974,903	8,368,516
利益剰余金	1,782,339	5,959,157
自己株式	397,395	397,397
株主資本合計	10,015,523	10,625,928
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	744,674	33,203
為替換算調整勘定	400,125	457,700
その他の包括利益累計額合計	344,548	424,496
新株予約権	11,432	102,704
純資産合計	10,371,505	10,304,136
負債純資産合計	15,784,187	13,273,301

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
売上高	1 8,306,355	1 6,856,276
売上原価	7,173,726	6,025,736
売上総利益	1,132,628	830,540
販売費及び一般管理費	2, 3 2,474,772	2, 3 2,134,796
営業損失()	1,342,143	1,304,256
営業外収益		
受取利息	8,236	9,085
受取配当金	68,973	37,752
為替差益	65,596	12,103
その他	36,023	23,826
営業外収益合計	178,829	82,767
営業外費用		
支払利息	36,371	32,961
支払手数料	32,148	80,653
投資事業組合運用損	37,827	69,147
その他	10,702	16,836
営業外費用合計	117,049	199,598
経常損失()	1,280,364	1,421,088
特別利益		
投資有価証券売却益	246,558	1,637,461
事務所移転に伴う支度金	-	209,478
その他	4,467	75,982
特別利益合計	251,025	1,922,923
特別損失		
減損損失	4 152,949	4 4,508,098
信託型ストックオプション関連損失	114,946	-
その他	867,697	44,318
特別損失合計	1,135,594	4,552,416
税金等調整前当期純損失()	2,164,932	4,050,581
法人税、住民税及び事業税	612,418	126,236
法人税等調整額	5,635	-
法人税等合計	618,054	126,236
当期純損失()	2,782,986	4,176,818
親会社株主に帰属する当期純損失()	2,782,986	4,176,818

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
当期純損失()	2,782,986	4,176,818
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	278,852	711,470
為替換算調整勘定	69,075	57,574
その他の包括利益合計	<u>1 209,777</u>	<u>1 769,045</u>
包括利益	<u>2,573,209</u>	<u>4,945,864</u>
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	2,571,875	4,945,864
非支配株主に係る包括利益	1,333	-

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	5,457,956	5,212,506	1,009,094	397,377	11,282,179
当期変動額					
新株の発行	762,397	762,397			1,524,795
親会社株主に帰属する当期純損失()			2,782,986		2,782,986
自己株式の取得				17	17
連結範囲の変動			8,446		8,446
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	762,397	762,397	2,791,433	17	1,266,656
当期末残高	6,220,354	5,974,903	1,782,339	397,395	10,015,523

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	465,821	332,383	133,437	289,401	4,276	11,709,295
当期変動額						
新株の発行						1,524,795
親会社株主に帰属する当期純損失()						2,782,986
自己株式の取得						17
連結範囲の変動						8,446
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	278,852	67,741	211,111	277,968	4,276	71,134
当期変動額合計	278,852	67,741	211,111	277,968	4,276	1,337,790
当期末残高	744,674	400,125	344,548	11,432	-	10,371,505

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	6,220,354	5,974,903	1,782,339	397,395	10,015,523
当期変動額					
新株の発行	2,393,612	2,393,612			4,787,225
親会社株主に帰属する当期純損失()			4,176,818		4,176,818
自己株式の取得				1	1
連結範囲の変動			0		0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	2,393,612	2,393,612	4,176,818	1	610,405
当期末残高	8,613,967	8,368,516	5,959,157	397,397	10,625,928

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	744,674	400,125	344,548	11,432	-	10,371,505
当期変動額						
新株の発行						4,787,225
親会社株主に帰属する当期純損失()						4,176,818
自己株式の取得						1
連結範囲の変動						0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	711,470	57,574	769,045	91,271		677,773
当期変動額合計	711,470	57,574	769,045	91,271	-	67,368
当期末残高	33,203	457,700	424,496	102,704	-	10,304,136

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純損失()	2,164,932	4,050,581
減価償却費	100,786	63,001
減損損失	152,949	4,508,098
貸倒引当金の増減額(は減少)	53,832	17,952
受取利息	8,236	9,085
受取配当金	68,973	37,752
支払利息	36,371	32,961
為替差損益(は益)	167,373	77,365
売上債権の増減額(は増加)	265,214	18,693
前払費用の増減額(は増加)	126,003	56,187
前渡金の増減額(は増加)	6,464	341,502
仕入債務の増減額(は減少)	37,500	80,143
前受金の増減額(は減少)	716,742	325,839
未払法人税等(外形標準課税)の増減額(は減少)	17,790	34,250
投資有価証券売却損益(は益)	246,558	1,637,461
投資事業組合運用損益(は益)	37,827	69,147
賞与引当金の増減額(は減少)	16,930	23,673
その他	1,684,320	80,918
小計	55,559	1,739,649
利息及び配当金の受取額	80,713	45,906
利息の支払額	38,186	35,259
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	125,190	71,689
営業活動によるキャッシュ・フロー	138,223	1,800,692
投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資有価証券の売却による収入	1,823,081	2,443,854
投資有価証券の取得による支出	732,345	40,216
有形固定資産の取得による支出	5,945	183,024
無形固定資産の取得による支出	1,925,985	492,426
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	-	696,844
敷金及び保証金の回収による収入	7,643	279,596
敷金及び保証金の差入による支出	-	192,241
出資金の払込による支出	-	50,000
その他	212,000	17,004
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,045,551	2,479,391
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の増減額(は減少)	800,000	800,000
長期借入金の返済による支出	1,756,676	1,178,350
社債の発行による収入	1,000,000	1,390,000
社債の償還による支出	1,000,000	1,300,000
株式の発行による収入	-	2,876,250
新株予約権の行使による株式の発行による収入	1,494,413	1,910,975
新株予約権の発行による収入	17,390	18,021
その他	17	1
財務活動によるキャッシュ・フロー	555,110	2,916,895
現金及び現金同等物に係る換算差額	22,608	13,261
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	606,056	3,608,855
現金及び現金同等物の期首残高	2,211,236	1,605,179
現金及び現金同等物の期末残高	1 1,605,179	1 5,214,034

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び名称等

連結子会社の数 2社

連結子会社の名称

KLab Global Pte. Ltd.

可来軟件开発(上海)有限公司(KLab China Inc.)

当連結会計年度において、株式会社グローバルギアの全保有株式を売却したため、同社を連結の範囲から除外しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

特記すべき主要な非連結子会社はありません。

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社及び関連会社の数及び名称等

持分法適用の非連結子会社及び関連会社の数 1社

持分法適用の非連結子会社及び関連会社の名称

株式会社BLOCKSMITH&Co.

(2) 持分法を適用しない主要な非連結子会社及び関連会社の名称等

株式会社ANOBACA

持分法を適用しない理由

持分法を適用していない会社は、それぞれ当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

2007年3月31日以前に取得したものについては旧定率法を、2007年4月1日以降に取得したものについては定

率法を採用しております。但し、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10～15年

工具、器具及び備品 4～6年

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（2～5年）に基づいております。

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する部分の金額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。なお、取引の対価は、履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

ユーザーからの課金による収入

当社グループは主に、スマートフォン・タブレット端末等向けのモバイルオンラインゲームを配信しております。多くの場合、ユーザーに対してゲームを無料で提供し、ゲーム内で使用するアイテム等を有料で提供しております。当該サービスにおいては、ユーザーが購入したアイテムの性質に応じて履行義務が充足されるものと判断しております。そのため、ユーザーが購入したアイテムの性質に応じて、購入後のユーザーのアイテム利用期間を見積り、当該見積り利用期間にわたって収益を認識しております。

その他の収入（アプリ内広告、ライセンス供与等）

当社グループのその他の収入には、アプリ内広告、ライセンス供与等による収入などが含まれております。アプリ内広告による収入については、顧客への履行義務はユーザーが広告を視聴した際に充足されると判断しており、当該時点において収益を認識しております。また、ライセンスを供与する取引について、ライセンスを顧客に供与する際の約束の性質が、ライセンスが供与される時点で知的財産等を使用する権利である場合には、一時点において収益を認識しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。また、外貨建有価証券（その他有価証券）は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部におけるその他有価証券評価差額金に含めております。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、10年の期間で均等償却を行っております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクが負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

（重要な会計上の見積り）

（繰延税金資産の回収可能性）

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

繰延税金資産の金額は、連結財務諸表「注記事項（税効果会計関係）」の1.に記載の金額と同一であります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

将来減算一時差異等に対して、予測される将来の課税所得及びタックス・プランニングを考慮し、将来の税金負担額を軽減する効果を有すると認められる範囲内、すなわち、回収可能な範囲内で繰延税金資産を認識しております。

将来の課税所得の見積りは、事業計画を基礎としており、その主要な仮定は、主に既存タイトルの売上高の減衰率並びに新規タイトルのリリース時期、新規タイトルの売上高に係る課金ユーザー数及び1人当たり課金額であります。

将来の課税所得について、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌連結会計年度の連結財務諸表において、繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

（ソフトウェア及びソフトウェア仮勘定の減損）

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

	前連結会計年度	当連結会計年度
ソフトウェア	24,748千円	12,551千円
ソフトウェア仮勘定	7,226,182千円	3,150,877千円
減損損失	121,254千円	4,508,098千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループのソフトウェア及びソフトウェア仮勘定は、主に自社開発ゲームに係る開発費のうち、将来の収益獲得が確実と認められるものを資産計上しており、減損の兆候が識別された場合には、当該タイトルから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較して、減損損失の認識の要否を判定し、減損損失を認識すべきであると判定されたものについては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

タイトルごとの割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、事業計画を基礎としており、その主要な仮定は、主に既存タイトルの売上高の減衰率並びに新規タイトルのリリース時期、新規タイトルの売上高に係る課金ユーザー数及び1人当たり課金額であります。

割引前将来キャッシュ・フローについて、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌連結会計年度の連結財務諸表において、減損損失の計上が必要となる可能性があります。

（会計方針の変更）

（法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20 - 3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65 - 2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結財務諸表への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結財務諸表となっております。なお、当該会計方針の変更による前連結会計年度の連結財務諸表への影響はありません。

（未適用の会計基準等）

（リースに関する会計基準等）

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日）
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日）

ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

(1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるもの。

(2) 適用予定日

2028年12月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり
ます。

（表示方法の変更）

（連結損益計算書関係）

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「特別損失」の「投資有価証券評価損」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「特別損失」に表示していた「投資有価証券評価損」861,465千円は、「その他」に含めて表示しております。

（連結キャッシュ・フロー計算書関係）

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「投資有価証券評価損益（は益）」、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出」は、重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。また、前連結会計年度において、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「有形固定資産の取得による支出」、「敷金及び保証金の回収による収入」は、重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」に表示していた「投資有価証券評価損益（は益）」861,465千円、「投資活動によるキャッシュ・フロー」に表示していた「連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出」335,429千円は、「その他」に含めて表示しております。「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「有形固定資産の取得による支出」5,945千円、「敷金及び保証金の回収による収入」7,643千円は、独立掲記しております。

（連結貸借対照表関係）

1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
投資有価証券	1,827,928千円	- 千円
短期借入金	800,000千円	- 千円

2 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
投資有価証券 (関係会社株式)	13,000千円	13,000千円
(その他の関係会社有価証券)	10,000千円	10,000千円

(連結損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項(セグメント情報等) 3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報及び収益の分解情報」に記載しております。

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
給料手当及び賞与	514,472千円	556,293千円
広告宣伝費	445,998千円	401,253千円
租税公課	332,835千円	348,728千円
貸倒引当金繰入額	61,449千円	20,148千円
賞与引当金繰入額	14,669千円	13,848千円

3 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
	155,180千円	54,276千円

4 減損損失

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

当社グループは、以下の資産又は資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失額
東京都港区	事業用資産	ソフトウェア	121,254千円
		建物附属設備	31,534千円
		工具器具備品	160千円

資産のグルーピングは、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位によって行っております。また、ソフトウェアについては、ゲームタイトルを単位としてグルーピングしております。

資産又は資産グループが、当初予定していた収益を見込めなくなった場合、回収可能性を考慮した上で、減損損失を認識し、特別損失に計上しております。

当連結会計年度においては、一部オフィスの移転の意思決定をしたことにより除却することとなる建物附属設備及び工具器具備品について、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

ソフトウェアについては、一部ゲームタイトルについて、予定していた収益が見込めなくなったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

建物附属設備及び工具器具備品の回収可能価額は正味売却価額により測定しておりますが、除却を予定しているため、処分価額を零として算定しております。また、ソフトウェアの回収可能価額は使用価値により測定して

おりますが、将来キャッシュ・フローが見込めないことから、回収可能価額を零として算定しております。

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

当社グループは、以下の資産又は資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失額
東京都港区	事業用資産	ソフトウェア仮勘定	4,508,098千円

資産のグルーピングは、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位によって行っております。また、ソフトウェア及びソフトウェア仮勘定については、ゲームタイトルを単位としてグルーピングしております。

資産又は資産グループが、当初予定していた収益を見込めなくなった場合、回収可能性を考慮した上で、減損損失を認識し、特別損失に計上しております。

当社グループが計上した減損損失のうち、主なものは米大手ゲームパブリッシャーである Electronic Arts Inc. (以下、「EA社」という)と共同で開発を行っていたサッカーシミュレーションゲーム『EA SPORTS FC™ TACTICAL』(以下、「本プロジェクト」という)にかかる減損損失であります。

本プロジェクトについて、度重なる計画変更によりリリースの遅延が発生してはりましたが、EA社との協議の進捗及び足元の開発体制の状況に鑑み、将来の収益予測の再評価について慎重に検討を重ねた結果、中間連結会計期間において、本プロジェクトにかかるソフトウェア仮勘定の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額4,426,697千円を減損損失として特別損失に計上しております。

また、一部ゲームタイトルについて、予定していた収益が見込めなくなったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額81,400千円を減損損失として特別損失に計上しております。

ソフトウェア仮勘定の回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、いずれも将来キャッシュ・フローが見込めないことから、回収可能価額を零として算定しております。

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額並びに法人税等及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	635,797千円	604,839千円
組替調整額	230,354千円	1,629,680千円
法人税等及び税効果調整前	405,442千円	1,024,840千円
法人税等及び税効果額	126,589千円	313,369千円
その他有価証券評価差額金	278,852千円	711,470千円
為替換算調整勘定		
当期発生額	63,739千円	57,574千円
組替調整額	5,335千円	- 千円
法人税等及び税効果調整前	69,075千円	57,574千円
法人税等及び税効果額	- 千円	- 千円
為替換算調整勘定	69,075千円	57,574千円
その他の包括利益合計	209,777千円	769,045千円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1. 発行済株式及び自己株式に関する事項

	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
発行済株式				
普通株式(株)	41,092,200	7,410,100	-	48,502,300
自己株式				
普通株式(株)	641,531	74	-	641,605

(変動事由の概要)

普通株式の発行済株式の増減数の主な内訳は、次のとおりであります。

新株予約権の行使に伴う増加 7,410,100株

普通株式の自己株式の増減数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株主からの買取請求に基づく取得 74株

2. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	404
	第18回新株予約権	普通株式	6,843,300	-	6,843,300	-	-
	第19回新株予約権	普通株式	-	10,100,000	7,410,100	2,689,900	11,028
合計			6,843,300	10,100,000	14,253,400	2,689,900	11,432

(注) 当連結会計年度における変動は、新株予約権の発行による増加と権利の行使及び失効による減少であります。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

1. 発行済株式及び自己株式に関する事項

	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
発行済株式				
普通株式(株)	48,502,300	28,329,900	-	76,832,200
自己株式				
普通株式(株)	641,605	12	-	641,617

(変動事由の概要)

普通株式の発行済株式の増減数の主な内訳は、次のとおりであります。

株式発行に伴う増加 13,750,000株

新株予約権の行使に伴う増加 14,579,900株

普通株式の自己株式の増減数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株主からの買取請求に基づく取得 12株

2. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての第12回新株予約権	-	-	-	-	-	389
	第19回新株予約権	普通株式	2,689,900	-	2,689,900	-	-
	第20回新株予約権	普通株式	-	11,890,000	11,890,000	-	-
	ストック・オプションとしての第21回新株予約権	-	-	-	-	-	39,000
	ストック・オプションとしての第22回新株予約権	-	-	-	-	-	5,602
	第23回新株予約権	普通株式	-	10,750,000	-	10,750,000	33,647
	ストック・オプションとしての第24回新株予約権	-	-	-	-	-	24,065
合計			2,689,900	22,640,000	14,579,900	10,750,000	102,704

- (注) 1. 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。
2. 当連結会計年度における変動は、新株予約権の発行による増加と権利の行使及び失効による減少であります。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
現金及び預金	1,605,179千円	5,214,034千円
現金及び現金同等物	1,605,179千円	5,214,034千円

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
1年内	275,544千円	187,669千円
1年超	68,886千円	281,503千円
合計	344,430千円	469,172千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金計画に基づき、必要な資金は銀行借入及び増資等の最適な方法により調達しております。資金運用については短期的な預金、比較的安全性の高い金融資産等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は、主に資金運用を目的として保有している債券及び業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関して、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、リスク軽減に努めております。

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建ての金銭債権は、為替変動のリスクに晒されております。

関係会社株式は、業務上関連性のある企業の株式であります。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であります。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）については、主に運転資金に係る調達であり、このうち一部は変動金利であるため、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、社内規程に従い営業債権について、取引先の状況を定期的に確認し、取引先相手ごとに財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスクの管理

外貨建ての金銭債権については、外国為替の市場動向を随時チェックし、市場リスクの低減に努めております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、また、資金運用を目的として保有している債券以外のものについては、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

当期の連結決算日現在における営業債権のうち67%が特定の大口顧客に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。また、現金は注記を省略しており、預金、売掛金、買掛金及び未払法人税等については短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

前連結会計年度(2024年12月31日)

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	1,857,720	1,857,720	-
資産計	1,857,720	1,857,720	-
(2) 長期借入金			
(1年以内に返済予定を含む)	1,420,632	1,420,589	42
負債計	1,420,632	1,420,589	42

(*) 市場価格のない株式等は、その他有価証券には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	前連結会計年度 (2024年12月31日)
(1)非上場株式	150,552
(2)関係会社株式	13,000
(3)その他の関係会社有価証券	10,000
(4)出資金	860,359

当連結会計年度(2025年12月31日)

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	73,185	73,185	-
資産計	73,185	73,185	-
(2) 長期借入金			
(1年以内に返済予定を含む)	242,282	242,282	-
負債計	242,282	242,282	-

(*) 市場価格のない株式等は、その他有価証券には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	当連結会計年度 (2025年12月31日)
(1)非上場株式	150,000
(2)関係会社株式	13,000
(3)その他の関係会社有価証券	10,000
(4)出資金	809,715

(注) 1. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額
 前連結会計年度(2024年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,605,179	-	-	-
売掛金	1,220,550	-	-	-
合計	2,825,730	-	-	-

当連結会計年度(2025年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	5,214,034	-	-	-
売掛金	1,151,572	-	-	-
合計	6,365,607	-	-	-

(注) 2. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額
 前連結会計年度(2024年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	773,350	405,596	196,686	45,000	-	-

当連結会計年度(2025年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	225,596	16,686	-	-	-	-

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

前連結会計年度(2024年12月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券				
株式	1,857,380	-	-	1,857,380
債券	-	-	-	-
その他	-	339	-	339
資産計	1,857,380	339	-	1,857,720

当連結会計年度(2025年12月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券				
株式	34,154	-	-	34,154
債券	-	-	-	-
その他	38,697	333	-	39,030
資産計	72,851	333	-	73,185

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

前連結会計年度(2024年12月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金 (1年内返済予定を 含む)	-	1,420,589	-	1,420,589
負債計	-	1,420,589	-	1,420,589

当連結会計年度(2025年12月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金 (1年内返済予定を 含む)	-	242,282	-	242,282
負債計	-	242,282	-	242,282

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式及び上場投資信託は相場価格を用いて評価しております。上場株式及び上場投資信託は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

債券は取引金融機関等から提示された価格を用いており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

非上場の投資信託について、取引先金融機関が公表する基準価格を用いて評価しており、当該投資信託が含まれております。活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期借入金(1年内返済予定を含む)

これらの時価のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映しているため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(2024年12月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	1,857,210	810,297	1,046,912
債券	-	-	-
その他	339	255	84
小計	1,857,550	810,552	1,046,997
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	170	175	5
債券	-	-	-
その他	-	-	-
小計	170	175	5
合計	1,857,720	810,727	1,046,992

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額 163,552千円)、出資金(連結貸借対照表計上額 860,359千円)及びその他関係会社有価証券(連結貸借対照表計上額 10,000千円)については、市場価格のない株式等のため、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度(2025年12月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	33,811	6,317	27,493
債券	-	-	-
その他	333	255	78
小計	34,145	6,572	27,572
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	342	360	17
債券	-	-	-
その他	38,697	40,216	1,519
小計	39,039	40,577	1,537
合計	73,185	47,150	26,034

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額 163,000千円)、出資金(連結貸借対照表計上額 809,715千円)及びその他関係会社有価証券(連結貸借対照表計上額 10,000千円)については、市場価格のない株式等のため、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

区分	売却額 (千円)	売却益の合計 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	869,151	294,417	-
債券	952,423	-	63,002
その他	2,510	1,340	-
合計	1,824,084	295,758	63,002

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

区分	売却額 (千円)	売却益の合計 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	1,817,894	1,640,060	-
債券	-	-	-
その他	-	-	-
合計	1,817,894	1,640,060	-

3. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度において、有価証券について861,465千円(その他有価証券861,465千円)減損処理を行っておりません。

当連結会計年度において、有価証券について552千円(その他有価証券552千円)減損処理を行っております。

なお、下落率が30~50%の株式の減損にあたっては、個別銘柄ごとに、連結会計年度における最高値・最安値と帳簿価額との乖離状況等保有有価証券の時価水準を把握するとともに発行体の公表財務諸表ベースでの各種財務比率の検討等により信用リスクの定量評価を行い、総合的に判断しております。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

	前連結会計年度 (千円)	当連結会計年度 (千円)
売上原価	-	4,482
販売費及び一般管理費	-	61,005

2. スtock・オプションに係る当初の資産計上額及び科目名

	前連結会計年度 (千円)	当連結会計年度 (千円)
現金及び預金	-	3,180

3. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

	前連結会計年度 (千円)	当連結会計年度 (千円)
新株予約権戻入益	13	14

4. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

第21回新株予約権

区分	当連結会計年度末現在(2025年12月31日)
会社名	提出会社
決議年月日	2025年7月11日
付与対象者の区分及び人数	監査等委員でない取締役4名、従業員5名
株式の種類別のストック・オプションの数(株)(注)1	普通株式 3,000,000 (注)3
付与日	2025年8月12日
権利確定条件	(注)5
対象勤務期間	2025年8月12日～2027年3月31日
権利行使期間(注)2	2027年4月1日～2035年8月11日
新株予約権の数(個)(注)2	30,000
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)(注)2	当社普通株式 3,000,000 (注)3
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	(注)4
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)2	発行価格 121 資本組入額 60.5 (注)4
新株予約権の行使の条件(注)2	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項(注)2	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項(注)2	(注)7

(注)1. 株式数に換算して記載しております。

2. 当連結会計年度末日(2025年12月31日)における内容を記載しております。当連結会計年度末日からこの有価証券報告書提出日の前月末日現在(2026年2月28日)にかけて変更された事項はありません。

3. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株

予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（又は併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金121円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分又は合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換若しくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

5. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、次の及びのいずれにも該当した場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。

2026年12月期から2030年12月期までのいずれかの期において、当社が金融商品取引法に基づき提出した有価証券報告書に記載された「ゲーム事業」以外の売上高が1,000百万円を超過した場合。なお、「ゲーム事業」以外の売上高の判定においては、当社の有価証券報告書におけるセグメント情報に記載された「その他」の売上高の額を参照するものとし、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。

2025年8月13日から2035年8月11日までの間に、当社の時価総額（次式によって算出するものとする。）が一度でも100億円を超過した場合

時価総額 = 当社普通株式が上場されている証券取引所における当社普通株式の終値（複数の証券取引所に上場されている場合は各取引所における終値のうち最も高い額）× 当社発行済株式数（自己株式を除く）

(2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

(3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

(4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

6. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

7. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3．に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記4．で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6．(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」欄に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれが遅い日から上記「新株予約権の行使期間」欄に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記6．に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記5．に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
以下8．に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

8. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記5．に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 新株当社は、取締役会が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、新株予約権の全部又は一部を無償で取得する。なお、新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会の決議によりその取得する新株予約権の一部を定める。

第22回新株予約権

区分	当連結会計年度末現在(2025年12月31日)
会社名	提出会社
決議年月日	2025年7月11日
付与対象者の区分及び人数	従業員92名
株式の種類別のストック・オプションの数(株)(注)1	当社普通株式 498,000 (注)3
付与日	2025年8月12日
権利確定条件	(注)5
対象勤務期間	2025年8月12日～2027年7月28日
権利行使期間(注)2	2027年7月29日～2035年7月27日
新株予約権の数(個)(注)2	4,980
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)(注)2	普通株式 498,000 (注)3
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	(注)4
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)2	発行価格 124 資本組入額 62 (注)4
新株予約権の行使の条件(注)2	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項(注)2	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項(注)2

(注)6

(注)1. 株式数に換算して記載しております。

2. 当連結会計年度末日(2025年12月31日)における内容を記載しております。当連結会計年度末日からこの有価証券報告書提出日の前月末日現在(2026年2月28日)にかけて変更された事項はありません。

3. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(又は併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金124円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分又は合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換若しくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

5. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

(2) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

(3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(4) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(5) 別途締結される契約書等に記載される行使条件を満たさない場合には、新株予約権の行使を行うことはできない。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3.に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記4. で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」欄に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれが遅い日から上記「新株予約権の行使期間」欄に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
以下6. に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記5. に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
以下8. に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

8. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記5. に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得する。

第24回新株予約権

区分	当連結会計年度末現在(2025年12月31日)
会社名	提出会社
決議年月日	2025年12月5日
付与対象者の区分及び人数	監査等委員でない取締役4名、従業員5名
株式の種類別のストック・オプションの数(株)(注)1	普通株式 2,000,000 (注)3
付与日	2025年12月26日
権利確定条件	(注)5
対象勤務期間	2025年12月26日～2027年3月31日
権利行使期間(注)2	2027年4月1日から 2035年12月25日
新株予約権の数(個)(注)2	20,000
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)(注)2	当社普通株式 2,000,000 (注)3
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	(注)4
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)2	発行価格 265 資本組入額 132.5 (注)4
新株予約権の行使の条件(注)2	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項(注)2	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項(注)2	(注)7

(注)1. 株式数に換算して記載しております。

2. 当連結会計年度末日(2025年12月31日)における内容を記載しております。当連結会計年度末日からこの有価証券報告書提出日の前月末日現在(2026年2月28日)にかけて変更された事項はありません。

3. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(又は併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金265円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分又は合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合、並びに2025年12月5日の当社取締役会決議に基づき当社普通株式を交付する場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換若しくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

5. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、次の及びのいずれにも該当した場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。

2026年12月期から2030年12月期までのいずれかの期において、(1)当社が金融商品取引法に基づき提出した有価証券報告書に記載された「営業利益」が正数となった場合で、かつ(2)同報告書に記載された「ゲーム事業」以外の売上高が1,000百万円を超過した場合。なお、「ゲーム事業」以外の売上高は、当社の有価証券報告書に記載された当社連結売上高から、同報告書におけるセグメント情報に記載された「ゲーム事業」の売上高の額を控除した額とする。

2025年12月27日から2035年12月25日までの間に、当社の時価総額(次式によって算出するものとする。)

時価総額 = 当社普通株式が上場されている証券取引所における当社普通株式の終値(複数の証券取引所に上場されている場合は各取引所における終値のうち最も高い額) × 当社発行済株式数(自己株式を除く)

(2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

(3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

(4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

6. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

7. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以

上を総称して以下「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記 3 . に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記 4 . で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」欄に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」欄に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記 6 . に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記 5 . に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
以下 8 . に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

8 . 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画若しくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記 5 . に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 当社は、取締役会が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、新株予約権の全部又は一部を無償で取得する。なお、新株予約権の一部を取得する場合は、当社 取締役会の決議によりその取得する新株予約権の一部を定める。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2025年12月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

会社名	提出会社	同左	同左
名称	第21回新株予約権	第22回新株予約権	第24回新株予約権
決議年月日	2025年7月11日	2025年7月11日	2025年12月5日
権利確定前(株)			
前連結会計年度末	-	-	-
付与	3,000,000	498,000	2,000,000
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	3,000,000	498,000	2,000,000
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	-	-	-
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	-	-	-

単価情報

会社名	提出会社	同左	同左
名称	第21回新株予約権	第22回新株予約権	第24回新株予約権
決議年月日	2025年7月11日	2025年7月11日	2025年12月5日
権利行使価格(円)	121	124	265
行使時平均株価(円)	-	-	-
付与日における 公正な評価単価(円)	52	54	192.52

5. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

(1) 第21回新株予約権

使用した評価技法 ブラック・ショールズモデル

主な基礎数値及びその見積方法

株価変動性 (注) 1	49.30%
予想残存期間 (注) 2	5.82年
予想配当 (注) 3	0円/株
無リスク利率 (注) 4	1.102%

- (注) 1. 2019年10月19日から2025年8月12日までの株価実績に基づき算定しました。
2. 権利行使までの期間を合理的に見積もることができないため、算定時点から権利行使期間の中間点までの期間を予想残存期間として推定して見積っております。
3. 直近の配当実績によります。
4. 評価基準日における償還年月日2031年6月20日の超長期国債128の流通利回りであります。

(2) 第22回新株予約権

使用した評価技法 ブラック・ショールズモデル

主な基礎数値及びその見積方法

株価変動性 (注) 1	52.20%
予想残存期間 (注) 2	5.96年
予想配当 (注) 3	0円/株
無リスク利率 (注) 4	1.102%

- (注) 1. 2019年8月12日から2025年8月12日までの株価実績に基づき算定しました。
2. 権利行使までの期間を合理的に見積もることができないため、算定時点から権利行使期間の中間点までの期間を予想残存期間として推定して見積っております。
3. 直近の配当実績によります。
4. 評価基準日における償還年月日2031年6月20日の超長期国債128の流通利回りであります。

(3) 第24回新株予約権

使用した評価技法 ブラック・ショールズモデル

主な基礎数値及びその見積方法

株価変動性 (注) 1	43.9%
予想残存期間 (注) 2	5.6年
予想配当 (注) 3	0円/株
無リスク利率 (注) 4	1.6%

- (注) 1. 当社普通株式のヒストリカルボラティリティを参考に決定しました。
2. 権利行使期間の中間点までの期間を採用しました。
3. 直近の配当実績によります。
4. オプション期間と対応する日本国債利回りを参考に決定しました。

6. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(追加情報)

(従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱いの適用)

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」(実務対応報告第36号 2018年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。)の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権

を付与した取引については、実務対応報告第36号第10項(3)に基づいて、従来採用していた会計処理を継続しております。

1. 権利確定条件付き有償新株予約権の概要

(1) 権利確定条件付き有償新株予約権の内容

第12回新株予約権

会社名	提出会社
決議年月日	2014年3月7日
付与対象者の区分及び人数	取締役 10名 従業員 350名
株式の種類別のストック・オプションの数(株)(注)3	普通株式 72,600 [72,200] (注)4
付与日	2014年4月25日
権利確定条件	(注)6
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間(新株予約権の行使期間)	自 2014年4月26日 至 2026年4月25日
新株予約権の数(個)	726 [722]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 72,600 [72,200] (注)4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	671 (注)4
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 671 資本組入額 336 (注)4 5
新株予約権の行使の条件	(注)6
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)7

(注)1. 当連結会計年度末日(2025年12月31日)における内容を記載しております。当連結会計年度末日からこの有価証券報告書提出日の前月末日現在(2026年2月28日)にかけて変更された事項については、当該提出日の前月末日現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項につき当連結会計年度末日における内容から変更はありません。

2. 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」といいます。)は、100株であります。また、新株予約権は有償にて発行されており、本新株予約権の公正価値に相当する払込金額は、新株予約権1個当たり537円であります。
3. 株式数に換算して記載しております。
4. 当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、新株予約権の割当日後、当社が他社と合併を行う場合、当社が会社分割、又は当社が資本金の額の減少を行う場合で、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。

なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から、当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、

「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めに従い算出される資本金等増加限度額の2分の1に相当する金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合その端数を切り上げる。資本金等増加限度額から資本金増加分を減じた額は、資本準備金に組み入れるものとする。

6. 新株予約権の行使条件は以下のとおりであります。

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、2014年12月期の事業年度にかかる当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済みの当社連結貸借対照表及び連結損益計算書において、連結売上高及び有利子負債残高が次のに掲げる条件を満している場合に、割当てを受けた新株予約権のうち次のに掲げる割合を限度として新株予約権を行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の新株予約権についてのみ行使することができるものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき勘定科目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

2014年12月期の連結貸借対照表上の有利子負債残高が金20億円以下であり、かつ連結売上高が金186億円以上である場合

新株予約権者が割当てを受けた新株予約権の総数の2分の1までを2015年4月26日から2026年4月25日までの期間に行使することができ、2016年4月26日から2026年4月25日までの期間にすべてを行使することができる。

- (2) 新株予約権者は、権利行使時まで継続して、当社の取締役、監査役等の役員又は使用人、当社子会社の取締役、監査役等の役員又は使用人のいずれかの地位にあることを要する。ただし、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。
- (3) 新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができない。
- (4) 新株予約権者は、次のいずれかに該当する事由が生じた場合には、新株予約権を行使することができない。

新株予約権者が禁錮刑以上の刑に処せられた場合

新株予約権者が当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役、監査役等の役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社と競業した場合(ただし、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。)

新株予約権者が法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合

新株予約権者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

新株予約権者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合

新株予約権者につき破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申し立てた場合

新株予約権者が就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合

新株予約権者が役員として果たすべき忠実義務等に違反した場合

- (5) 新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

7. 当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記4.に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記4.で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、上記行使期間の末日までとする。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記5. に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記7. に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権の全部を無償で取得することができる。
新株予約権者が権利行使をする前に、上記6. に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(2) 権利確定条件付き有償新株予約権の規模及びその変動

当連結会計年度(2025年12月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

会社名	提出会社
名称	2014年3月7日取締役会 第12回 新株予約権
権利確定前 (株)	
前連結会計年度末	-
付与	-
失効	-
権利確定	-
未確定残	-
権利確定後 (株)	
前連結会計年度末	75,300
権利確定	-
権利行使	-
失効	2,700
未行使残	72,600

単価情報

会社名	提出会社
名称	2014年3月7日取締役会 第12回 新株予約権
権利行使価格 (円)	671
行使時平均株価 (円)	-
付与日における 公正な評価単価 (円)	5.37

2. 採用している会計処理の概要

新株予約権を発行したときは、その発行に伴う払込金額を、純資産の部に新株予約権として計上しております。

新株予約権が行使され、新株を発行するときは、当該新株予約権の発行に伴う払込金額と新株予約権の行使に伴う払込金額を、資本金及び資本準備金に振り替えます。なお、新株予約権が失効したときは、当該失効に対応する額を失効が確定した会計期間の利益として処理します。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金 (注) 2	3,573,424千円	3,581,044千円
減損損失	234,198千円	1,409,551千円
その他	903,553千円	1,016,821千円
繰延税金資産小計	4,711,176千円	6,007,417千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注) 2	3,474,735千円	3,581,044千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	710,858千円	2,001,530千円
評価性引当額小計 (注) 1	4,185,593千円	5,582,574千円
繰延税金資産合計	525,582千円	424,842千円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	328,652千円	15,282千円
その他	-千円	10,449千円
繰延税金負債合計	328,652千円	25,732千円
繰延税金資産純額	196,930千円	399,110千円

(注) 1. 繰延税金資産から控除された額(評価性引当額)に重要な変動が生じている当該変動の主な内容は減損損失計上により将来減算一時差異が増加したことによるものです。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2024年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金(a)	-	-	-	-	-	3,573,424	3,573,424
評価性引当額	-	-	-	-	-	3,474,735	3,474,735
繰延税金資産	-	-	-	-	-	98,689	(b)98,689

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金について、将来の課税所得の見込みにより回収可能と判断した部分については評価性引当額を認識しておりません。

当連結会計年度(2025年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金(c)	-	-	-	-	-	3,581,044	3,581,044
評価性引当額	-	-	-	-	-	3,581,044	3,581,044
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(c) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

3. 前連結会計年度において、「その他」に含めていた「減損損失」は、金額的重要性が増したため、当会計連結年度より独立掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の注記の組替えを行っております。この結果「減損損失」234,198千円は、独立掲記しております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前連結会計年度及び当連結会計年度は、税金等調整前当期純損失であるため注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後開始する連結会計年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2027年1月1日以後開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。

なお、この税率変更による当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

(資産除去債務関係)

前連結会計年度末(2024年12月31日)及び当連結会計年度末(2025年12月31日)

当社グループは、事務所等の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しておりますが、重要性が乏しいため、注記を省略しております。

なお、当連結会計年度末における資産除去債務は、負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めない認められる金額を合理的に見積り、当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項（連結財務諸表作成のための基礎となる重要な事項）4. 会計方針に関する事項（4）重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約負債の残高等

(単位：千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	1,395,920	1,220,550
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	1,220,550	1,151,572
前受金(期首残高)	1,055,308	1,772,205
前受金(期末残高)	1,772,205	1,443,492

前受金のうち、ユーザーがゲーム内課金を通して取得したゲーム内通貨の中で、期末時点において履行義務を充足していない残高は、当連結会計年度期首において761,703千円、期末において804,718千円であります。

当連結会計年度において認識した収益のうち、期首現在の前受金残高に含まれていたものの額は761,703千円であります。

また、当連結会計年度において、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいて、個別の契約が1年を超える重要な取引はないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。なお、顧客との契約から受け取る対価の額に、取引価格に含まれていない重要な変動対価の額等はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、モバイルオンラインゲームを提供する「ゲーム事業」のみを報告セグメントとしております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

事業セグメントの利益は売上総利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報及び収益の分解情報
前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント	その他 (注) 1	連結損益計算書計上額 (注) 2
	ゲーム事業		
売上高			
ユーザーからの課金収益	6,320,656	-	6,320,656
その他	1,914,768	70,931	1,985,699
顧客との契約から生じる収益	8,235,424	70,931	8,306,355
その他の収益	-	-	-
外部顧客への売上高	8,235,424	70,931	8,306,355
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-
計	8,235,424	70,931	8,306,355
セグメント利益又は損失()	1,182,351	49,722	1,132,628
その他の項目			
減価償却費	64,321	9,971	74,293

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであります。

2. セグメント利益又は損失()は、連結損益計算書の売上総利益と一致しているため差異調整は行っておりません。

3. セグメント資産、負債の金額は経営資源の配分の決定及び業績を評価するための定期的な検討の対象となっていないため、記載しておりません。

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント	その他 (注) 1	連結損益計算書計上額 (注) 2
	ゲーム事業		
売上高			
ユーザーからの課金収益	4,907,098	-	4,907,098
その他	1,458,442	490,736	1,949,178
顧客との契約から生じる収益	6,365,540	490,736	6,856,276
その他の収益	-	-	-
外部顧客への売上高	6,365,540	490,736	6,856,276
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-
計	6,365,540	490,736	6,856,276
セグメント利益又は損失()	836,233	5,692	830,540
その他の項目			
減価償却費	41,785	270	42,055

- (注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであります。
 2. セグメント利益又は損失()は、連結損益計算書の売上総利益と一致しているため差異調整は行っておりません。
 3. セグメント資産、負債の金額は経営資源の配分の決定及び業績を評価するための定期的な検討の対象となっていないため、記載しておりません。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	その他の国又は地域 (注) 2	合計
3,328,846	4,977,509	8,306,355

- (注) 1. 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。
 2. 当社グループはネットワーク上でプラットフォームを通じて外部顧客へ販売を行っていることから、日本以外の個別の販売先の把握が困難であるため、その他の国又は地域として記載しております。

(2) 有形固定資産

(単位：千円)

日本	中国	合計
62,989	18,839	81,828

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
Apple Inc.	3,120,259	ゲーム事業
Google Inc.	2,443,183	ゲーム事業

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	その他の国又は地域 (注)2	合計
2,643,221	4,213,055	6,856,276

(注) 1. 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

2. 当社グループはネットワーク上でプラットフォームを通じて外部顧客へ販売を行っていることから、日本以外の個別の販売先の把握が困難であるため、その他の国又は地域として記載しております。

(2) 有形固定資産

(単位：千円)

日本	中国	合計
204,814	14,835	219,650

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
Apple Inc.	1,836,563	ゲーム事業
Google Inc.	1,645,096	ゲーム事業
Xsolla (USA), Inc.	862,721	ゲーム事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント	その他	全社・消去	合計
	ゲーム事業			
減損損失	121,254	-	31,694	152,949

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント	その他	全社・消去	合計
	ゲーム事業			
減損損失	4,508,098	-	-	4,508,098

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント	その他	全社・消去	合計
	ゲーム事業			
当期償却額	88,868	-	-	88,868
当期末残高	555,425	-	-	555,425

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント	その他	全社・消去	合計
	ゲーム事業			
当期償却額	44,434	-	-	44,434
当期末残高	-	-	-	-

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア)連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
関連会社 (注)1.	株式会社BLOCKSMITH & Co.	東京都港区	14,999千円	ブロックチェーン技術を用いた暗号資産、NFTの活用、デジタルコンテンツの開発及び配信	(所有)直接 30	役員の兼任	新株予約権の取得 (注)2. 3.	860,817	投資有価証券	0
							貸付金の回収 (注)3.	632,345 100,000	短期貸付金 長期貸付金	- -

(注) 1. 前連結会計年度に子会社であった株式会社BLOCKSMITH&Co.は、当連結会計年度において株式の一部売却により関連会社となっております。

2. 2024年2月8日開催の取締役会決議に基づく第6回新株予約権の取得によるものであります。

3. 新株予約権の取得については、独立した第三者算定機関による新株予約権の公正価値の算定結果を基礎として決定しており、会社法第246条第2項に基づき本新株予約権の払込に代えて当該債権を相殺しております。

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

該当事項はありません。

(イ)連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等
前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	森田 英克	-	-	当社 代表取締役	(被所有) 直接0.48	当社 代表取締役	信託型S0に 関する 求償権放棄	53,369	信託型ス tockオ プション 関連損失	-
役員	五十嵐 洋介	-	-	当社 代表取締役	(被所有) 直接0.41	当社 代表取締役	信託型S0に 関する 求償権放棄	10,668	信託型ス tockオ プション 関連損失	-
役員	高田 和幸	-	-	当社 取締役	(被所有) 直接0.23	当社 取締役	信託型S0に 関する 求償権放棄	37,321	信託型ス tockオ プション 関連損失	-

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び その近親 者が議決 権の過半 数を所有 している 会社(当 該会社 の子会社 を含む)	株式会社 シックスセ ンツホール ディングス (注)1	東京都 江東区	50,000	資産管理	(被所有) 直接 2.62	-	第三者割 当増資 (注)2	444,000	-	-

- (注) 1. 当社役員真田哲弥が議決権の100%を直接保有しております。
2. 当社の行った第三者割当増資を1株につき222円で引き受けたものであります。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
1株当たり純資産額	216.46円	133.89円
1株当たり当期純損失	62.91円	73.53円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
2. 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
1株当たり当期純損失		
親会社株主に帰属する当期純損失(千円)	2,782,986	4,176,818
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純損失(千円)	2,782,986	4,176,818
普通株式の期中平均株式数(株)	44,240,688	56,802,119

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
K L a b株式会社	第2回無担保社債 (注)1 2	2025年 2月21日	-	-	0.00	無	2027年 2月1日
"	第3回無担保社債 (注)3	2025年 6月30日	-	-	0.00	無	2035年 6月29日
"	第4回無担保社債	2025年 12月26日	-	90,000	0.00	無	2028年 12月25日
合計	-	-	-	90,000	-	-	-

(注) 1. 第2回無担保社債と同時に募集しかつ同時に割当てた第20回新株予約権の内容は以下のとおりであります。

新株予約権の発行価額(円)	新株予約権の行使により発行した株式の発行価額の総額(千円)	新株予約権の付与割合(%)
220	1,373,217	100

発行すべき株式の内容、株式の発行価格及び新株予約権の行使期間については、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

- 2025年2月に1,000,000千円にて発行し、2025年6月に償還済みであります。
- 2025年6月に300,000千円にて発行し、2025年12月に償還済みであります。
- 連結決算日後5年内における1年ごとの償還予定額の総額

1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
-	-	90,000	-	-

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	800,000	-	-	-
1年以内に返済予定の長期借入金	773,350	225,596	1.95	-
1年以内に返済予定のリース債務	-	-	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	647,282	16,686	2.40	2027年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	-	-	-	-
合計	2,220,632	242,282	-	-

(注) 1. 平均利率については、借入金等残高に対する加重平均利率を記載しております。

- 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	16,686	-	-	-

【資産除去債務明細表】

資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約における敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっているため、該当事項はありません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における半期情報等

	中間連結会計期間	当連結会計年度
売上高 (千円)	3,161,458	6,856,276
税金等調整前 中間(当期)純損失() (千円)	4,678,117	4,050,581
親会社株主に帰属する 中間(当期)純損失() (千円)	4,748,769	4,176,818
1株当たり 中間(当期)純損失() (円)	90.96	73.53

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,181,098	5,134,768
売掛金	² 1,125,565	1,147,176
前払金	6,856	² 348,359
前払費用	1,059,170	1,005,055
その他	² 440,531	368,565
貸倒引当金	846	819
流動資産合計	3,812,376	8,003,106
固定資産		
有形固定資産		
建物	5,667	164,229
工具、器具及び備品	51,503	40,585
有形固定資産合計	57,171	204,814
無形固定資産		
ソフトウェア	24,171	12,304
ソフトウェア仮勘定	7,226,182	3,150,877
その他	672	672
無形固定資産合計	7,251,026	3,163,854
投資その他の資産		
投資有価証券	¹ 2,008,273	223,185
関係会社株式	1,866,575	319,875
その他の関係会社有価証券	10,000	10,000
出資金	860,359	809,715
長期貸付金	² 1,413,360	² 1,413,360
繰延税金資産	135,087	409,560
その他	516,569	416,987
貸倒引当金	1,562,532	1,542,391
投資その他の資産合計	5,247,693	2,060,293
固定資産合計	12,555,892	5,428,963
資産合計	16,368,268	13,432,070

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	² 1,102,555	² 1,052,497
短期借入金	¹ 800,000	-
1年内返済予定の長期借入金	773,350	225,596
未払金	345,809	144,561
未払費用	18,137	12,345
未払法人税等	40,972	74,768
前受金	1,766,647	1,433,829
預り金	115,953	98,295
賞与引当金	105,920	82,246
その他	1,881	3
流動負債合計	5,071,227	3,124,143
固定負債		
社債	-	90,000
長期借入金	647,282	16,686
その他	80,000	-
固定負債合計	727,282	106,686
負債合計	5,798,509	3,230,829
純資産の部		
株主資本		
資本金	6,220,354	8,613,967
資本剰余金		
資本準備金	5,916,109	8,309,722
資本剰余金合計	5,916,109	8,309,722
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,925,415	6,460,959
利益剰余金合計	1,925,415	6,460,959
自己株式	397,395	397,397
株主資本合計	9,813,652	10,065,332
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	744,674	33,203
評価・換算差額等合計	744,674	33,203
新株予約権	11,432	102,704
純資産合計	10,569,759	10,201,240
負債純資産合計	16,368,268	13,432,070

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
売上高	1 7,571,677	1 6,332,917
売上原価	1 6,894,162	1 5,579,420
売上総利益	677,515	753,496
販売費及び一般管理費	1, 2 2,233,651	1, 2 1,901,125
営業損失()	1,556,135	1,147,629
営業外収益		
受取利息及び配当金	1 475,398	45,906
その他	1 36,186	1 16,992
営業外収益合計	511,585	62,898
営業外費用		
支払利息	35,127	30,752
支払手数料	32,148	80,653
投資事業組合運用損	37,827	69,147
その他	38,190	34,294
営業外費用合計	143,293	214,848
経常損失()	1,187,844	1,299,579
特別利益		
固定資産売却益	-	199
投資有価証券売却益	238,580	1,637,461
その他	3,013	209,493
特別利益合計	241,594	1,847,155
特別損失		
減損損失	152,949	4,508,098
固定資産売却損	-	862
その他	986,198	489,652
特別損失合計	1,139,147	4,998,613
税引前当期純損失()	2,085,397	4,451,037
法人税、住民税及び事業税	501,583	84,506
法人税等合計	501,583	84,506
当期純損失()	2,586,980	4,535,543

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)		当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
材料費及び商品仕入高	1	-	-	422,750	5.6
労務費		2,876,446	30.2	2,289,226	30.5
経費		6,639,050	69.8	4,785,122	63.8
当期総製造費用		9,515,497	100.0	7,497,099	100.0
期首仕掛品棚卸高		3,619		-	
合計		9,519,116		7,497,099	
期末仕掛品棚卸高		-		-	
他勘定振替高	2	2,624,953		1,917,678	
当期売上原価		6,894,162		5,579,420	

1. 経費の主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
支払手数料	1,743,165千円	1,186,291千円
ライセンス使用料	1,771,030千円	1,345,081千円
外注費	2,457,212千円	1,716,937千円

2. 他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
ソフトウェア仮勘定	2,413,771千円	1,835,007千円
研究開発費	155,180千円	54,276千円
広告宣伝費	43,709千円	25,869千円
その他	12,292千円	2,525千円
合計	2,624,953千円	1,917,678千円

3. 原価計算の方法

当社の原価計算は、実際原価による個別原価計算であります。

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	5,457,956	5,153,711	5,153,711	661,565	661,565	397,377
当期変動額						
新株の発行	762,397	762,397	762,397			
当期純損失()				2,586,980	2,586,980	
自己株式の取得						17
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	762,397	762,397	762,397	2,586,980	2,586,980	17
当期末残高	6,220,354	5,916,109	5,916,109	1,925,415	1,925,415	397,395

	株主資本	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	10,875,855	457,842	457,842	24,438	11,358,136
当期変動額					
新株の発行	1,524,795				1,524,795
当期純損失()	2,586,980				2,586,980
自己株式の取得	17				17
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)		286,831	286,831	13,005	273,825
当期変動額合計	1,062,203	286,831	286,831	13,005	788,377
当期末残高	9,813,652	744,674	744,674	11,432	10,569,759

当事業年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本					自己株式
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
				繰越利益剰余金		
当期首残高	6,220,354	5,916,109	5,916,109	1,925,415	1,925,415	397,395
当期変動額						
新株の発行	2,393,612	2,393,612	2,393,612			
当期純損失()				4,535,543	4,535,543	
自己株式の取得						1
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	2,393,612	2,393,612	2,393,612	4,535,543	4,535,543	1
当期末残高	8,613,967	8,309,722	8,309,722	6,460,959	6,460,959	397,397

	株主資本	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	9,813,652	744,674	744,674	11,432	10,569,759
当期変動額					
新株の発行	4,787,225				4,787,225
当期純損失()	4,535,543				4,535,543
自己株式の取得	1				1
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)		711,470	711,470	91,271	620,198
当期変動額合計	251,680	711,470	711,470	91,271	368,518
当期末残高	10,065,332	33,203	33,203	102,704	10,201,240

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

2007年3月31日以前に取得したものについては旧定率法を、2007年4月1日以降に取得したものについては定率法を採用しております。但し、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10～15年

工具、器具及び備品 4～6年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(2～5年)に基づいております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち、当期に帰属する部分の金額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。なお、取引の対価は、履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

ユーザーからの課金による収入

当社は主に、スマートフォン・タブレット端末等向けのモバイルオンラインゲームを配信しております。多くの場合、ユーザーに対してゲームを無料で提供し、ゲーム内で使用するアイテム等を有料で提供しております。当該サービスにおいては、ユーザーが購入したアイテムの性質に応じて履行義務が充足されるものと判断しております。そのため、ユーザーが購入したアイテムの性質に応じて、購入後のユーザーのアイテム利用期間を見積り、当該見積り利用期間にわたって収益を認識しております。

その他の収入（アプリ内広告、ライセンス供与等）

当社のその他の収入には、アプリ内広告、ライセンス供与等による収入などが含まれております。アプリ内広告による収入については、顧客への履行義務はユーザーが広告を視聴した際に充足されると判断しており、当該時点において収益を認識しております。また、ライセンスを供与する取引について、ライセンスを顧客に供与す

る際の約束の性質が、ライセンスが供与される時点で知的財産等を使用する権利である場合には、一時点において収益を認識しております。

(重要な会計上の見積り)

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

繰延税金資産の金額は、財務諸表「注記事項(税効果会計関係)」の1.に記載の金額と同一であります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結財務諸表「注記事項(重要な会計上の見積り)」に記載した内容と同一であります。

(ソフトウェア及びソフトウェア仮勘定の減損)

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

	前事業年度	当事業年度
ソフトウェア	24,171千円	12,304千円
ソフトウェア仮勘定	7,226,182千円	3,150,877千円
減損損失	121,254千円	4,508,098千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結財務諸表「注記事項(重要な会計上の見積り)」に記載した内容と同一であります。

(会計方針の変更)

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20 - 3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による財務諸表への影響はありません。

(表示方法の変更)

(損益計算書関係)

前事業年度において、独立掲記しておりました「営業外費用」の「為替差損」及び「特別損失」の「投資有価証券評価損」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外費用」の「為替差損」に表示していた31,917千円及び「特別損失」の「投資有価証券評価損」に表示していた861,465千円は、「その他」に含めて表示しております。

(貸借対照表関係)

1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
投資有価証券	1,827,928千円	- 千円
短期借入金	800,000千円	- 千円

2 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
短期金銭債権	3,824千円	20,564千円
長期金銭債権	1,413,360千円	1,413,360千円
短期金銭債務	542,610千円	411,252千円

(損益計算書関係)

1 関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
営業取引(収入分)	152,180千円	15,338千円
営業取引(支出分)	786,562千円	505,483千円
営業取引以外の取引(収入分)	421,383千円	10,982千円

2 販売費及び一般管理費のうち、販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度29%、当事業年度33%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度71%、当事業年度67%であります。

主要な費目及び金額は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
給料手当及び賞与	360,733千円	373,090千円
減価償却費	24,258千円	18,923千円
貸倒引当金繰入額	61,449千円	20,148千円
賞与引当金繰入額	14,669千円	13,848千円
広告宣伝費	392,152千円	372,606千円
業務委託費	358,919千円	340,161千円
租税公課	285,369千円	320,156千円

(有価証券関係)

子会社株式、関連会社株式及びその他の関係会社有価証券は、市場価格のない株式等のため、子会社株式、関連会社株式及びその他の関係会社有価証券の時価を記載しておりません。

なお、市場価格のない株式等の子会社株式、関連会社株式及びその他の関係会社有価証券の貸借対照表計上額は次のとおりです。

(単位：千円)

区分	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
子会社株式	1,863,575	316,875
関連会社株式	3,000	3,000
その他の関係会社有価証券	10,000	10,000
計	1,876,575	329,875

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生別の内訳

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	3,333,153千円	3,340,772千円
減損損失	234,198千円	1,409,551千円
その他	1,278,436千円	1,453,547千円
繰延税金資産小計	4,845,788千円	6,203,872千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	3,234,463千円	3,340,772千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	1,147,584千円	2,438,256千円
評価性引当額小計 (注) 1	4,382,048千円	5,779,029千円
繰延税金資産合計	463,739千円	424,842千円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	328,652千円	15,282千円
繰延税金負債合計	328,652千円	15,282千円
繰延税金資産純額	135,087千円	409,560千円

(注) 1. 繰延税金資産から控除された額(評価性引当額)に重要な変動が生じている当該変動の主な内容は減損損失計上により将来減算一時差異が増加したことによるものです。

2. 前事業年度において、「その他」に含めていた「減損損失」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の注記の組替えを行っております。この結果「減損損失」234,198千円は独立掲記しております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度及び当事業年度は、税引前当期純損失であるため注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

連結財務諸表「注記事項（税効果会計関係）」に記載した内容と同一であります。

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却 累計額
有形固定資産	建物	153,603	167,027	153,603	8,465	167,027	2,797
	工具、器具及び備品	637,048	16,976	77,646	26,069	576,378	535,793
	計	790,652	184,004	231,250	34,534	743,406	538,591
無形固定資産	ソフトウェア	1,558,632	-	206,467	11,866	1,352,164	1,339,859
	ソフトウェア仮勘定	7,226,182	432,793	4,508,098 (4,508,098)	-	3,150,877	-
	その他	672	-	-	-	672	-
	計	8,785,487	432,793	4,714,565 (4,508,098)	11,866	4,503,714	1,339,859

- (注) 1. 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。
ソフトウェア仮勘定 ゲームアプリ開発費用等 432,793千円
2. 当期減少額のうち主なものは、次のとおりであります。
ソフトウェア仮勘定 減損損失 4,508,098千円
3. 「当期首残高」及び「当期末残高」は取得原価により記載しております。
4. 「当期減少額」の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。

【引当金明細表】

(単位：千円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	1,563,378	819	20,987	1,543,210
賞与引当金	105,920	82,246	105,920	82,246

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第 6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	1月1日から12月31日まで
定時株主総会	3月中
基準日	12月31日
剰余金の配当の基準日	6月30日 12月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載しております。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 https://www.klab.com/
株主に対する特典	なし

(注) 当社の株主は、その所有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨定款に定めております。

会社法第189条第2項各号に掲げる権利

会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社に、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第25期(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日) 2025年3月28日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2025年3月28日関東財務局長に提出。

(3) 半期報告書及び確認書

第26期中(自 2025年1月1日 至 2025年6月30日) 2025年8月7日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象の発生）の規定に基づく臨時報告書
2025年1月8日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書

2025年3月28日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象の発生）の規定に基づく臨時報告書

2025年6月25日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（新株予約権の発行）の規定に基づく臨時報告書

2025年7月11日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象の発生）の規定に基づく臨時報告書

2025年8月8日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象の発生）の規定に基づく臨時報告書

2025年10月2日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（新株予約権の発行）の規定に基づく臨時報告書

2025年12月5日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）の規定に基づく臨時報告書

2025年12月24日関東財務局長に提出。

(5) 臨時報告書の訂正報告書

訂正報告書（上記(4) 2025年7月11日提出の臨時報告書の訂正報告書）

2025年8月12日関東財務局長に提出。

(6) 有価証券届出書及びその添付書類

第三者割当による新株予約権証券（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）発行

2025年1月8日関東財務局長に提出。

第三者割当による新株予約権証券（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）発行

2025年12月5日関東財務局長に提出。

(7) 有価証券届出書の訂正届出書

訂正届出書（上記(6) 2025年1月8日提出の有価証券届出書の訂正届出書）

2025年1月10日関東財務局長に提出。

訂正届出書（上記(6) 2025年12月5日提出の有価証券届出書の訂正届出書）

2025年12月12日関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2026年3月26日

K L a b株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東 京 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	定 留 尚 之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田 中 計 士

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているK L a b株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、K L a b株式会社及び連結子会社の2025年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

K L a b株式会社の繰延税金資産の回収可能性に関する判断	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>注記事項（税効果会計関係）に記載されているとおり、当連結会計年度末のK L a b株式会社における繰延税金資産（繰延税金負債相殺前）は424,842千円であり、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産の総額6,007,417千円から評価性引当額5,582,574千円を控除している。</p> <p>繰延税金資産は、将来の税金負担額を軽減する効果を有すると認められる範囲内、すなわち、回収可能な範囲内で認識される。</p> <p>繰延税金資産の回収可能性は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号）で示されている企業分類、将来加算一時差異の解消スケジュール、収益力に基づく将来の課税所得及びタックス・プランニング等に基づいて判断される。</p> <p>このうち、収益力に基づく将来の課税所得の見積りは、事業計画を基礎としており、注記事項（重要な会計上の見積り）に記載されているとおり、その主要な仮定は、主に既存タイトルの売上高の減衰率並びに新規タイトルのリリース時期、新規タイトルの売上高に係る課金ユーザー数及び1人当たり課金額である。</p> <p>K L a b株式会社の繰延税金資産の回収可能性に関する判断において、将来の事業計画における主要な仮定はタイトルのヒット度合いに大きく左右され、不確実性を伴い経営者による判断を必要とすることから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、K L a b株式会社の繰延税金資産の回収可能性に関する判断を検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号）に基づく企業分類について、会社の過去の課税所得の推移や経営環境等に照らし検討した。 ・将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金の残高について、その解消スケジュールを基礎資料と照合して検討した。 ・将来の課税所得の見積りの基礎となる事業計画について、取締役会によって承認された事業計画との整合性を検討した。 ・経営者の見積りプロセスの有効性を評価するために、過年度における事業計画とその後の実績との比較を実施した。 ・事業計画の策定に当たって採用された主要な仮定の適切性を評価するため、主に以下の手続を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ・売上高の減衰率並びに新規タイトルのリリース時期、新規タイトルの売上高に係る課金ユーザー数及び1人当たり課金額について、リリース時期や売上高の前提、協業先との協議内容を経営者に質問するとともに、事業計画策定の基礎資料や協業先との協議資料等を閲覧し、事業計画との整合性を検討した。 ・新規タイトルの売上高に係る課金ユーザー数及び1人当たり課金額について、他タイトルの過去実績との比較分析を実施した。

K L a b株式会社のEA SPORTS FC™ TACTICALに関するソフトウェア仮勘定の減損損失の認識の判定及び測定	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、注記事項（重要な会計上の見積り）ソフトウェア及びソフトウェア仮勘定の減損及び（連結損益計算書関係） 4 減損損失に記載されているとあり、当連結会計年度において自社開発ゲームに係るソフトウェア仮勘定について、減損損失を4,508,098千円計上している。</p> <p>ソフトウェア仮勘定は、主に自社開発ゲームに係る開発費のうち、将来の収益獲得が確実と認められるものを資産計上しており、減損の兆候が識別された場合には、当該タイトルから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較して、減損損失の認識の要否を判定し、減損損失を認識すべきであると判定されたものについては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上している。</p> <p>会社は、米大手ゲームパブリッシャーである Electronic Arts Inc.（以下、「EA社」という）と共同で、サッカーシミュレーションゲーム『EA SPORTS FC™ TACTICAL』（以下、「本プロジェクト」という）の開発を行っていたが、本プロジェクトについて、度重なる計画変更によりリリースの遅延が発生しており、EA社との協議の進捗及び足元の開発体制の状況に鑑み、将来の収益予測の再評価について慎重に検討を重ねた結果、中間連結会計期間において、本プロジェクトにかかるソフトウェア仮勘定の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額4,426,697千円を減損損失として特別損失に計上している。</p> <p>なお、回収可能価額は使用価値により算定しているが、将来キャッシュ・フローが見込めないため、回収可能価額は零としている。</p> <p>本プロジェクトにかかるソフトウェア仮勘定の減損損失の計上額については金額的な重要性があることから、当監査法人は、「K L a b株式会社のEA SPORTS FC™ TACTICALに関するソフトウェア仮勘定の減損損失の認識の判定及び測定」を監査上の主要な検討事項と判断した。</p>	<p>当監査法人は、「K L a b株式会社のEA SPORTS FC™ TACTICALに関するソフトウェア仮勘定に関する減損損失の認識の判定及び測定」を検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・EA社との協議内容を経営者に質問するとともに、協議内容に係る文書を閲覧し、中間連結会計期間における減損損失の計上に至る適時性及び測定時の回収可能価額の妥当性を評価した。 ・EA社との契約内容等に関して、会社の顧問弁護士に質問を実施するとともに、監査基準報告書501実務指針第1号「訴訟事件等に関わる顧問弁護士への質問書に関する実務指針」に記載されている書面による質問書の送付を行い、回答書と会社の見解との整合性を評価した。 ・ソフトウェア仮勘定に関する減損損失の計上額の妥当性を検討するため、ソフトウェア仮勘定の帳簿価額と回収可能価額を比較した。 ・本プロジェクトの開発中止に伴い締結したEA社との協業解除の契約書を閲覧し、会社の会計処理との整合性を検討した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要

な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないとして判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、K L a b株式会社の2025年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、K L a b株式会社が2025年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又

は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年3月26日

K L a b株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東 京 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	定 留 尚 之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田 中 計 士

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているK L a b株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第26期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、K L a b株式会社の2025年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

繰延税金資産の回収可能性に関する判断

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（K L a b株式会社の繰延税金資産の回収可能性に関する判断）と同一の内容であるため、記載を省略している。

EA SPORTS FC™ TACTICALに関するソフトウェア仮勘定の減損損失の認識の判定及び測定

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（K L a b株式会社のEA SPORTS FC™ TACTICALに関するソフトウェア仮勘定の減損損失の認識の判定及び測定）と同一の内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。